

## 地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(目次)	(目次)
第1章及び第2章 略	第1章及び第2章 略
第3章 事業税	第3章 事業税
第1節 略	第1節 略
第2節 法人事業税	第2節 法人事業税
第3～第9 略	第3～第9 略
<u>第10 法人の事業税の市町村に対する交付</u>	
第3節 個人の事業税	第3節 個人の事業税
<u>第11 略</u>	<u>第10 略</u>
<u>第12 略</u>	<u>第11 略</u>
<u>第13 略</u>	<u>第12 略</u>
第4章～第7章 略	第4章～第7章 略
<u>第8章 削除</u>	<u>第8章 自動車取得税</u>
	<u>第1節 課税客体等</u>
	<u>第2節 課税標準</u>
	<u>第3節 申告納付及び課税免除等</u>
	<u>第4節 交付</u>
第9章 略	第9章 略
第10章 自動車税	第10章 自動車税
<u>第1節 通則</u>	
<u>第2節 環境性能割</u>	
<u>第1 課税標準</u>	

第2 申告納付及び納付義務の免除等

第3 市町村に対する交付

第4 軽自動車税の環境性能割の取扱い

第3節 種別割

第1 税率等

第2 徴収等

第11章～第18章 略

**第1章 一般的事項**

**第1節 通則**

11の2 法人の合併等の無効判決に係る連帯納税義務

合併又は分割（以下この項において「合併等」という。）を無効とする判決が確定した場合には、当該合併等をした法人は、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により事業を承継した法人の当該合併等の日以後に納付し、又は納入する義務の成立した地方団体の徴収金について、連帯して納付し、又は納入する義務を負うものであること。（法10の3）

11の3 法人の分割に係る連帯納税の責任

法人が分割（分社型分割を除く。以下この項において同じ。）をした場合には、当該分割により営業を承継した法人が、当該分割をした法人から承継した財産の価額を限度として、当該分割をした法人の地方税について連帯して納付し、又は納入する責任を負うものであること。（法10の4）

この場合において、次の諸点に留意すること。

(1)～(3) 略

**16 事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務**

納税者又は特別徴収義務者が生計を一にする親族その他納税者又は特別徴収義務者と特殊の関係のある個人又は被支配会社に事業を譲渡（その譲渡が滞納に係る地方団体の徴収金の法定納期限より1年以上前にされているものを除く。）し、かつ

第11章～第18章 略

**第1章 一般的事項**

**第1節 通則**

11の2 法人の分割に係る連帯納税の責任

法人が分割（分社型分割を除く。以下この項において同じ。）をした場合には、当該分割により営業を承継した法人が、当該分割をした法人から承継した財産の価額を限度として、当該分割をした法人の地方税について連帯して納付し、又は納入する責任を負うものであること。（法10の3）

この場合において、次の諸点に留意すること。

(1)～(3) 略

**16 事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務**

納税者又は特別徴収義務者が親族その他の特殊関係者  
に事業を譲渡（その譲渡が滞納に係る地方団体の徴収金の法定納期限より1年以上前にされているものを除く。）し、かつ

、その譲受人が\_\_\_\_\_同一又は類似の事業を営んでいる場合において、納税者又は特別徴収義務者のその事業に係る地方団体の徴収金につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その譲受人に対し、その譲受財産の価額を限度として、その滞納に係る地方団体の徴収金につき、第二次納税義務を負わせることができるものであること。（法11の7、令5）

#### 第4節 第二次納税義務

##### 17 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務

滞納者の地方団体の徴収金につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足すると認められることが、無償又は著しく低い額の対価による譲渡等の処分（地方団体の徴収金の法定納期限の1年前に譲渡等の処分が行われているものを除く。）に基因すると認められるときは、これらの処分により権利を取得し又は義務を免れた者に対し、これらの処分により受けた利益が現に存する限度（これらの者がその処分の時にその滞納者の親族その他滞納者と特殊の関係のある個人又は同族会社であるときは、これらの処分により受けた利益の限度）において、その滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負わせることができるものであること。（法11の8、令6）

##### 18 自動車の売主の第二次納税義務

(1) 法第147条第1項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車（以下「所有権留保付自動車」という。）については、当該自動車の買主を所有者とみなして自動車税の種別割を課することとされているが、当該買主が当該自動車に対して課する自動車税の種別割に係る地方団体の徴収金を滞納した場合において、その者の財産につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該自動車の売主に対し、当該自動車の引渡しと同時にその代金の受渡しを行うものとした場合の価額（現金販売価格）を限度として、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負わせることができるものであること。

、その譲受人が同一とみられる場所において同一又は類似の事業を営んでいる場合において、納税者又は特別徴収義務者のその事業に係る地方団体の徴収金につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その譲受人に対し、その譲受財産を限度としてその滞納に係る地方団体の徴収金につき、第二次納税義務を負わせることができるものであること。（法11の7、令5）

#### 第4節 第二次納税義務

##### 17 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務

滞納者の地方団体の徴収金につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足すると認められることが、無償又は著しく低い額の対価による譲渡等の処分（地方団体の徴収金の法定納期限の1年前に譲渡等の処分が行われているものを除く。）に基因すると認められるときは、これらの処分により権利を取得し又は義務を免れた者に対し、これらの処分により受けた利益が現に存する限度（これらの者がその処分の時にその滞納者の親族その他の特殊関係者であるときは、これらの処分により受けた利益の限度）において、その滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負わせることができるものであること。（法11の8、令6）

##### 18 自動車の売主の第二次納税義務

(1) 法第145条第2項に規定する自動車（以下「所有権留保付自動車」という。）については、当該自動車の買主を所有者とみなして自動車税\_\_\_\_\_を課することとされているが、当該買主が当該自動車に対して課する自動車税\_\_\_\_\_に係る地方団体の徴収金を滞納した場合において、その者の財産につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該自動車の売主に対し、当該自動車の引渡しと同時にその代金の受渡しを行うものとした場合の価額（現金販売価格）を限度として、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負わせることができるものであること。

(法11の9①、令6の2)

(2)～(5) 略

## 第2章 道府県民税

### 第1節 通則

#### 第1 納税義務者

3 法人の道府県民税の課税については、次の諸点に留意すること。

(1) 外国法人の事務所又は事業所は、法第23条第1項18号に規定する恒久的施設とすること。

なお、租税に関する二重課税防止のための条約の恒久的施設に関する規定が道府県民税に適用される場合において、当該恒久的施設の範囲が法第23条第1項18号イからハまでに掲げるものと異なるときは、当該条約において恒久的施設とされた場所をもつて外国法人に係る事務所又は事業所とすることとされているので留意すること。(法23①XVIII)

(2)～(4) 略

### 第2節 個人の道府県民税

#### 第4 課税標準及び税率

9 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第1項後段及び第3項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。(法附則4②)

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成11年1月1日から平成29年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産(以下この項において「譲渡資産」という。)の譲渡(親族等に対するものを除く。)をした場合において、一定の期間内に買換資産(買換え等により取得した一定の居住用

(法11の9①、令6の2)

(2)～(5) 略

## 第2章 道府県民税

### 第1節 通則

#### 第1 納税義務者

3 法人の道府県民税の課税については、次の諸点に留意すること。

(1) 外国法人の事務所又は事業所は、法第23条第1項18号に規定する恒久的施設とすること。

なお、租税に関する二重課税防止のための条約の恒久的施設に関する規定が道府県民税に適用される場合において、当該恒久的施設の範囲が法第23条第1項18号の規定\_\_\_\_\_と異なるときは、当該条約において恒久的施設とされた場所をもつて外国法人に係る事務所又は事業所とすることとされているので留意すること。(法24③\_\_\_\_\_)

(2)～(4) 略

### 第2節 個人の道府県民税

#### 第4 課税標準及び税率

9 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第1項後段及び第3項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。(法附則4②)

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成11年1月1日から平成27年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産(以下この項において「譲渡資産」という。)の譲渡(親族等に対するものを除く。)をした場合において、一定の期間内に買換資産(買換え等により取得した一定の居住用

財産をいう。)の取得をして、翌年12月31日までの間に当該個人の居住の用に供したときにおける当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の道府県民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであること。(法附則4①I)

(2)及び(3) 略

9の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第1項後段及び第3項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。(法附則4の2②)

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 特定居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成16年1月1日から平成29年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産(以下この項において「譲渡資産」という。)の譲渡(親族等に対するものを除く。)をした場合(一定の日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の残高を有する場  
合に限る。)における当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の道府県民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであるが、特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算に当たっては、当該譲渡に係る契約を締結した日の前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とされているものであること。(法附則4の2①I)

(2)及び(3) 略

12の6 ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、次の諸点に留意すること。

財産をいう。)の取得をして、翌年12月31日までの間に当該個人の居住の用に供したときにおける当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の道府県民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであること。(法附則4①I)

(2)及び(3) 略

9の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第1項後段及び第3項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。(法附則4の2②)

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 特定居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成16年1月1日から平成27年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産(以下この項において「譲渡資産」という。)の譲渡(親族等に対するものを除く。)をした場合(一定の日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の残高を有する場  
合に限る。)における当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の道府県民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであるが、特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算に当たっては、当該譲渡に係る契約を締結した日の前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とされているものであること。(法附則4の2①I)

(2)及び(3) 略

12の6 ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、各地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を行う際には、次のように取り扱うこと。

ア 略

イ ふるさと納税は、経済的利益の無償の供与である寄附金を活用して豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進を推進することにつき、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される仕組みであることを踏まえ、次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品（特産品）を送付する行為を行わないようにすること。

① 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）

② 資産性の高いもの（電気・電子機器、貴金属、ゴルフ用品、自転車等）

③ 略

(2)～(6) 略

## 第6 市町村による賦課徴収

19 個人の市町村民税及び道府県民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があった場合においては、市町村は、次の方法によって道府県民税に係る地方団体の徴収金を当該納付又は納入のあった月の翌月10日までに道府県に払い込むべきものであること。

(1) 毎月払い込むべき道府県民税に係る地方団体の徴収金の額は、前月中に納付又は納入のあった個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金との合算額（督促手数料及び滞納処分費を除く。以下同じ。）を、当該市町村の当該年度の3月31日現在における当該年度の収入額となるべき「個人の道府県民税の課税額の合計額」と「個人の市町村民税の課税額

(1) ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、各地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を行う際には、次のように取り扱うこと。

ア 略

イ ふるさと納税は、経済的利益の無償の供与である寄附金を活用して豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進を推進することにつき、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される仕組みであることを踏まえ、次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品（特産品）を送付する行為を行わないようにすること。

① 換金性の高いプリペイドカード等

② 略

(2)～(6) 略

## 第6 市町村による賦課徴収

19 個人の市町村民税及び道府県民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があった場合においては、市町村は、次の方法によって道府県民税に係る地方団体の徴収金を当該納付又は納入のあった月の翌月10日までに道府県に払い込むべきものであること。

(1) 毎月払い込むべき道府県民税に係る地方団体の徴収金の額は、前月中に納付又は納入のあった個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金との合算額（督促手数料及び滞納処分費を除く。以下同じ。）を、当該市町村の当該年度の3月31日現在における当該年度の収入額となるべき「個人の道府県民税の課税額の合計額」と「個人の市町村民税の課税額

の合計額（これらの合計額には、更正又は決定があった場合の不足金額や、普通徴収により徴収されることとなった税額を含む。）との割合（以下「按分率」という。）によって按分した額によるべきであること。この場合において、法第37条の4及び第314条の9の規定により所得割の額から控除すべき金額で所得割の額から控除することができなかつた金額及びこれに加算すべき金額は、「個人の道府県民税の課税額の合計額」及び「個人の市町村民税の課税額の合計額」に含まれないことに留意すること。

(2) (1)の按分率は、具体的には、当該年度分の市町村民税の課税額が最初に納付又は納入されるべき期限の到来する月（以下「最初の納期限の月」という。）の翌月から翌年の3月までの月において払い込む場合には\_\_\_\_、最初の納期限の月の末日現在において算定した当該市町村の当該年度の収入額となるべき、「分離課税に係る所得割を除く個人の道府県民税の課税額の合計額」と「分離課税に係る所得割を除く個人の市町村民税の課税額の合計額」との割合（以下「特定按分率」という。）（最初の納期限の月の翌月以降において市町村の廃置分合又は境界変更その他の理由により特定按分率に著しい変動を生ずることとなった場合においては、当該著しい変動を生ずることとなった月の末日現在においてあらためて算定した特定按分率）によることができるものであり、当該年度の翌年度の4月から最初の納期限の月までの月において払い込む場合には\_\_\_\_前年度の3月31日現在の按分率によるものであること。

(3) 個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金を道府県に払い込むべき時に適用される具体的按分割合は(2)によるものであるが、最終的によるべきものは当該年度の3月31日現在の按分率であるので、当該年度の収入額となるべき分として出納閉鎖日までに市町村に納付又は納入のあった個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金との合算額を当該年度の3月31日現在の按分率によって按分した額のうち道府県に払い込むべき額と同日\_\_\_\_までに既に払い込んだ額（法第48条第1項及び第2項（同条

の合計額（これらの合計額には、更正又は決定があった場合の不足金額や、普通徴収により徴収されることとなった税額を含む。）との割合（以下「あん分率」という。）によってあん分した額によるべきであること。この場合において、法第37条の4及び第314条の9の規定により所得割の額から控除すべき金額で所得割の額から控除することができなかつた金額及びこれに加算すべき金額は、「個人の道府県民税の課税額の合計額」及び「個人の市町村民税の課税額の合計額」に含まれないことに留意すること。

(2) (1)のあん分率は、具体的には、当該年度分の市町村民税の課税額が最初に納付又は納入されるべき期限の到来する月（以下「最初の納期限の月」という。）の翌月から翌年の3月までの月において払い込む場合においては、最初の納期限の月の末日現在によって算定した当該市町村の当該年度の収入額となるべき、「分離課税に係る所得割を除く個人の道府県民税の課税額の合計額」と「分離課税に係る所得割を除く個人の市町村民税の課税額の合計額」との割合（以下「特定あん分率」という。）（最初の納期限の月の翌月以降において市町村の廃置分合又は境界変更その他の理由によって特定あん分率に著しい変動を生ずることとなった場合においては、当該著しい変動を生ずることとなった月の末日現在によってあらためて算定した特定あん分率）によることができるものであり、当該年度の翌年度の4月から最初の納期限の月までの月において払い込む場合においては前年度の3月31日現在のあん分率によるものであること。

(3) 個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金を道府県に払い込むべき時に適用される具体的あん分割合は(2)によるものであるが、最終的によるべきものは当該年度の3月31日現在のあん分率であるので、当該年度の収入額となるべき分として出納閉鎖日までに市町村に納付又は納入のあった個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金との合算額を当該年度の3月31日現在のあん分率によってあん分した額のうち道府県に払い込むべき額と同日\_\_\_\_までに既に払い込んだ額（法第48条第1項及び第2項\_\_\_\_

第8項において準用する場合を含む。)の規定により 道府県が自ら徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金がある場合には\_\_\_\_、当該徴収金を含む。)との間に過不足がある場合には\_\_\_\_、4月から6月までの月において払い込むべき額で清算するものであること。

20 道府県に払い込むまでの間における道府県民税に係る地方団体の徴収金の取扱については(1)の方法によることが適当であるが、(2)の方法によることも差し支えないものであること。

(1) 略

(2) (1)により毎日道府県民税と市町村民税を区分することが困難な場合には、毎日の徴収額の相当な期間分をとりまとめて按分することとして差し支えないものであること。この場合において、当該按分するまでの間は、道府県民税に係る徴収金及び市町村民税に係る徴収金の合算額を歳入歳出外現金として保管し、道府県民税に係る徴収金と市町村民税に係る徴収金を区分した後は、(1)により処理するものであること。

## 第8 道府県による徴収

28 道府県が行う滞納処分等の期間について、1 市町村につき1年を超えない範囲内において定めるものとしたのは、徴収の責任者は原則として市町村であることを明らかにする趣旨であること。

なお、道府県が滞納処分を行うことができる者の範囲を、法第46条第2項又は第3項の規定により 市町村長から道府県知事に対し、道府県民税の滞納に関する報告があった者の一部に限ることができることとしたのは、市町村の徴収計画との調整を円滑に行うことができるよう配慮したものであること。(法48①・⑧)

30 道府県が行う滞納処分等について、徴収の引継ぎを受けた地方団体の徴収金に係る滞納者に係る法第48条第1項(同条第8項において準用する場合を含む。)に規定する一定の期間内の納期に係る滞納分についても市町村長の同意を得て行うことができることとしたのは、同一の納税者につき、滞納繰越分に加えて現年課税

\_\_\_\_の規定によって道府県が自ら徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金がある場合においては、当該徴収金を含む。)との間に過不足がある場合においては、4月から6月までの月において払い込むべき額で清算するものであること。

20 道府県に払い込むまでの間における道府県民税に係る地方団体の徴収金の取扱については(1)の方法によることが適当であるが、(2)の方法によることも差し支えないものであること。

(1) 略

(2) (1)により毎日道府県民税と市町村民税を区分することが困難な場合には、毎日の徴収額の相当な期間分をとりまとめてあん分することとして差し支えないものであること。この場合において、当該あん分するまでの間は、道府県民税に係る徴収金及び市町村民税に係る徴収金の合算額を歳入歳出外現金として保管し、道府県民税に係る徴収金と市町村民税に係る徴収金を区分した後は、(1)により処理するものであること。

## 第8 道府県による徴収

28 道府県が行う滞納処分等を原則として滞納繰越分に限定し、またその期間についても1市町村につき1年を超えない範囲内において定めるものとしたのは、徴収の責任者は原則として市町村であることを明らかにする趣旨であること。

なお、道府県が滞納処分を行うことができる者の範囲を、法第46条第2項\_\_\_\_の規定によって市町村長から道府県知事に対し、道府県民税の滞納に関する報告があった者の一部に限ることができることとしたのは、市町村の徴収計画との調整を円滑に行うことができるよう配慮したものであること。(法48①\_\_\_\_)

30 道府県が行う滞納処分等について、徴収の引継ぎを受けた地方団体の徴収金に係る滞納者に係る法第48条第1項\_\_\_\_に規定する一定の期間内の納期に係る滞納分についても市町村長の同意を得て行うことができることとしたのは、同一の納税者につき、滞納繰越分に加えて現年課税



分にも滞納がある場合における事務執行の効率化を図る趣旨であること。

また、この場合において市町村長の同意を要するものとしたのは、29と同趣旨によるものであること。(法48②・⑧)

30の2 27から30までのほか、次の諸点に留意すること。

(1) 道府県が徴収の引継ぎを受けることができる滞納は、滞納繰越分及び現年課税分のいずれも対象となるものであること。すなわち、滞納繰越分を有する滞納者の滞納繰越分については法第48条第1項により、当該滞納者の現年課税分については法第48条第2項により、また、滞納繰越分を有しない滞納者の現年課税分については法第48条第8項において準用する同条第1項又は第2項により徴収を引き継ぐことが可能であること。(法48①・②・⑧)

(2)～(4) 略

(5) 道府県の徴税吏員は、その徴収した個人の住民税に係る地方団体の徴収金の額から滞納処分費及び道府県が督促した場合の督促手数料を控除した額を、令第8条第6項の規定により道府県民税に係る地方団体の徴収金と市町村民税に係る地方団体の徴収金とに按分し、市町村民税に係るものを翌月10日までに当該市町村に払い込むものであること。(法48⑥)

(6)～(7) 略

(8) 法第48条第1項により、道府県が滞納処分等を行うこととなった滞納者が、同項の報告があった日の属する年の6月1日以後同項の一定の期間の末日までの間の納期限に係る個人の道府県民税を滞納したときは、その旨を遅滞なく道府県知事に報告するものとされていること。(法48②)

(9) 法第48条第8項において準用する同条第1項により、道府県が滞納処分等を行うこととなった滞納者が、同項の報告があった日以後同項の一定の期間の末日までの間の納期限に係る個人の道府県民税を滞納したときは、その旨を遅滞なく道府県知事に報告するものとされていること。(法48⑧)

### 第3節 法人の道府県民税

分にも滞納がある場合における事務執行の効率化を図る趣旨であること。

また、この場合において市町村長の同意を要するものとしたのは、29と同趣旨によるものであること。(法48②\_\_\_\_)

30の2 27から30までのほか、次の諸点に留意すること。

(1)～(3) 略

(4) 道府県の徴税吏員は、その徴収した個人の住民税に係る地方団体の徴収金の額から滞納処分費及び道府県が督促した場合の督促手数料を控除した額を、令第8条第6項の規定により道府県民税に係る地方団体の徴収金と市町村民税に係る地方団体の徴収金とにあん分し、市町村民税に係るものを翌月10日までに当該市町村に払い込むものであること。(法48⑥)

(5)～(6) 略

(7) 法第48条第1項により、道府県が滞納処分等を行うこととなった滞納者が、同項の報告があった日の属する年の6月1日以後同項の一定の期間の末日までの間の納期限に係る個人の道府県民税を滞納したときは、その旨を遅滞なく道府県知事に報告するものとされていること。\_\_\_\_\_

### 第3節 法人の道府県民税

4 4 2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人が、法第53条第1項前段又は第2項の規定により中間申告をする場合の前事業年度分又は前連結事業年度分として事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の計算の基礎となる前事業年度又は前連結事業年度に係る法人税割額には、前事業年度に係るものにあつては租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第7項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額に係る部分は含まれないものであり、前連結事業年度に係るものにあつては個別帰属特別控除取戻税額等に係る部分は含まれないものであることに留意すること。（法53①前段・②、令8の6①・⑥・8の8）したがって、前事業年度分又は前連結事業年度分として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の算定に当たっては、前事業年度分又は前連結事業年度分として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額から、前事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である法人税額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該法人税額に対する租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第7項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額の割合を乗じて得た額を、前連結事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である個別帰属法人税額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該個別帰属法人税額に対する個別帰属特別控除取戻税額等の割合を乗じて得た額を控除する取扱いとすること。

4 4の2 法第53条第2項に規定する連結法人に係る予定申告書について、次に掲げる場合には、その提出を要しないものであること。（法53②）

4 4 2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人が、法第53条第1項前段又は第2項の規定により中間申告をする場合の前事業年度分又は前連結事業年度分として事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の計算の基礎となる前事業年度又は前連結事業年度に係る法人税割額には、前事業年度に係るものにあつては租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の10第5項、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額に係る部分は含まれないものであり、前連結事業年度に係るものにあつては個別帰属特別控除取戻税額等に係る部分は含まれないものであることに留意すること。（法53①前段・②、令8の6①・⑥・8の8）したがって、前事業年度分又は前連結事業年度分として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の算定に当たっては、前事業年度分又は前連結事業年度分として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額から、前事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である法人税額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該法人税額に対する租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の10第5項、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額の割合を乗じて得た額を、前連結事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である個別帰属法人税額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該個別帰属法人税額に対する個別帰属特別控除取戻税額等の割合を乗じて得た額を控除する取扱いとすること。

4 4の2 法第53条第2項に規定する連結法人に係る予定申告書について、次に掲げる場合には、その提出を要しないものであること。（法53②）

- (1) 連結法人の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の2第1項第2号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第68条の10第5項、第68条の11第7項、第68条の13第4項、第68条の15の4第5項、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第8項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）の6倍の金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令8の9①）
- (2) 連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうち租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第7項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額）の6倍の金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令8の10①）

49の2 道府県は、地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）の施行の日から平成32年3月31日までの間に、法人税法の規定による青色申告書の提出の承認を受けている法人又は連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下49の2において同じ。）若しくは当該連結親法人との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する連結親法人をいい、同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。以下

- (1) 連結法人の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の2第1項第2号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第68条の10第5項、第68条の11第12項、第68条の13第4項、第68条の14第5項、第68条の15第5項、第68条の15の4第5項、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第8項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）の6倍の金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令8の9①）
- (2) 連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうち租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の10第5項、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額）の6倍の金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令8の10①）

49の2において同じ。）が、地域再生法（平成17年法律第24号）第8条第1項に規定する認定地方公共団体（以下49の2において「認定地方公共団体」という。）に対して当該認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）に関連する寄附金（その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下49の2において「特定寄附金」という。）を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下49の2において「寄附金支出事業年度」という。）又は当該特定寄附金を支出した日を含む連結事業年度（以下49の2において「寄附金支出連結事業年度」という。）において、法附則第8条の2の2第1項から第6項までの規定による控除（以下49の2において「特定寄附金税額控除」という。）を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 次に掲げる連結親法人又は連結子法人は、特定寄附金税額控除の適用を受けられないものであること。（法附則8の2の2④）

ア 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

イ 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

ウ 清算中の連結子法人

(2) 特定寄附金税額控除は、法第53条第1項（同項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。）、第4項、第22項又は第23項の規定により申告納付すべき道府県民税の法人税割額からのみ行うものであること。

なお、特定寄附金税額控除の適用がある場合における法人税割額からの税額控除は、まず特定寄附金税額控除による控除をし、次に外国税額、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の順に控除をし、既に納付すべきこと

が確定している法人税割額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。

(3) 特定寄附金税額控除による控除額は、特定寄附金の額の合計額（2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を法第57条第1項の規定による道府県民税の法人税割の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額）の100分の5を乗じた額とすること。ただし、当該控除額が当該法人の当該寄附金支出事業年度又は当該寄附金支出連結事業年度の特定寄附金税額控除、外国税額控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の控除及び租税条約の実施に係る還付すべき金額の控除をしないで計算した場合（地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の法第53条第26項の規定による利子割控除の適用がある場合には当該控除をしないで計算した場合）の道府県民税の法人税割額（当該法人税割額のうち法人税法第89条（同法第145条の5において準用する場合を含む。）の申告書に係る法人税額が含まれている場合には、当該法人税額をないものとして計算した場合の道府県民税の法人税割額とする。）の100分の20を超えるときは、その控除する金額は当該100分の20に相当する金額とすること。

(4) 特定寄附金税額控除の適用を受けられるのは、仮決算に係る中間申告書、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類及び当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類の添付がある場合に限ること。また、仮決算に係る中間申告書又は確定申告書に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額が(3)の控除額の計算の基礎となること。

50 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項の適用前の法人税額（法人税法第81条の19第1項（同法第81条の20第1項

50 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項の適用前の法人税額（法人税法第81条の19第1項（同法第81条の20第1項

の規定が適用される場合を含む。)及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。)を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項の適用前の法人税額をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。(法23①IV)

(1)～(4) 略

(5) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除  
(措置法42の10②・⑥・⑦)

(6) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除  
(措置法42の11②・⑥・⑦)  
)

(7) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除  
(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の11の2②・⑤・⑥、法附則8③)

(8) 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12、法附則8⑤・⑦)

(9) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除(措置法42の12の2)

(10) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12の4、法附則8⑨)

の規定が適用される場合を含む。)及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。)を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項の適用前の法人税額をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。(法23①IV)

(1)～(4) 略

(5) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は  
税額控除限度超過額の繰越控除(措置法42の10②・③・④・⑨・⑩・⑪)

(6) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は  
税額控除限度超過額の繰越控除がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻  
税額(措置法42の10⑤・⑫)

(7) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除  
又は税額控除限度超過額の繰越控除(措置法42の11②・③・④・⑨・⑩・⑪)  
)

(8) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除  
又は税額控除限度超過額の繰越控除額がある場合の連結納税の承認の取消しによ  
る取戻税額(措置法42の11⑤・⑫)

(9) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除  
(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12②・⑤・⑥、法附則8③)

(10) \_\_\_\_\_雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12の2、法附則8⑤\_\_\_\_\_)

(11) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12の4、法附則8⑦)

(11) 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12の5⑦・⑧・⑨・⑬・⑮、法附則8⑩）

50の2 50(4)、(7)、(8)、(10)及び(11)における中小企業者等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1) 法人が50(4)、(8)及び(10)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。

(2) 法人が50(7)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定建物等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(3) 法人が50(11)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした生産性向上設備等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

50の4 調整前個別帰属法人税額とは、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額がある場合にあっては、当該法人税の負担額として帰せられる金額

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_に次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額をいい、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額がある場合には\_\_\_\_\_、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から当該法人税の減少額として帰せられる金額

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_を差し引いた額をいうものであること。（法23

①IVのⅢ）

(12) 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12の5⑦・⑧・⑨・⑬・⑮、法附則8⑨）

50の2 50(4)及び(9)から(12)まで\_\_\_\_\_における中小企業者等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1) 法人が50(4)、(10)及び(11)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。

(2) 法人が50(9)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定建物等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(3) 法人が50(12)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした生産性向上設備等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

50の4 調整前個別帰属法人税額とは、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額がある場合にあっては、当該法人税の負担額として帰せられる金額（租税特別措置法第68条の14及び第68条の15の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあっては、当該法人税の負担額として帰せられる金額から

当該相当する金額を差し引いた額）に次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額をいい、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額がある場合にあっては、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から当該法人税の減少額として帰せられる金額（租税特別措置法第68条の14及び第68条の15の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に

相当する金額がある場合にあっては、当該法人税の減少額として帰せられる金額に当該相当する金額を加算した額）を差し引いた額をいうものであること。（法23

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_を差し引いた額をいうものであること。（法23

①IVのⅢ）

(1)～(3) 略

(4) 試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除、特別試験研究費に係る法人税額の特別控除及び試験研究費の増加額に係る法人税額の特別控除又は売上高に占める割合が10%を超える試験研究費に係る法人税額の特別控除（法附則第8条第2項に規定する中小連結親法人等（以下50の4及び50の6において「中小連結親法人等」という。）の試験研究費に係るものを除く。）（措置法68の9、法附則8②）

(5) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除\_\_\_\_\_（措置法68の14②・⑦・⑧）

(6) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除\_\_\_\_\_（措置法68の14の2②・⑥・⑦）

(7) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小連結親法人等に係るものを除く。）（措置法68の15②・⑤・⑥、法附則8④）

(8) 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（中小連結親法人等に係るものを除く。）（措置法68の15の2、法附則8⑥・⑧）

(9) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除（措置法68の15の3）

(10) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（中小連結親法人等に係るものを除く。）（措置法68の15の5、法附則8⑩）

(11) 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小連結親法人等に係るものを除く。）（措置法68の15の6⑦・⑧・⑨・⑭・⑯、法附則8⑫）

50の5 個別帰属特別控除取戻税額等とは、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額をいうものであること。（法23①IVのIV、令6

(1)～(3) 略

(4) 試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除、特別試験研究費に係る法人税額の特別控除及び試験研究費の増加額に係る法人税額の特別控除又は売上高に占める割合が10%を超える試験研究費に係る法人税額の特別控除（連結法人（その連結親法人が中小連結親法人に該当するものに限る。以下(4)において同じ。\_\_\_\_\_）の試験研究費に係るものを除く。）（措置法68の9、法附則8②）

(5) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は税額控除限度超過額の繰越控除（措置法68の14②・③・④・⑩・⑪・⑫）

(6) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は税額控除限度超過額の繰越控除（措置法68の15②・③・④・⑨・⑩・⑪）

(7) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法68の15の2②・⑤・⑥、法附則8④）

(8) \_\_\_\_\_雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法68の15の3、法附則8⑥）

(9) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法68の15の5、法附則8⑧）

(10) 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法68の15の6⑦・⑧・⑨・⑭・⑯、法附則8⑩）

50の5 個別帰属特別控除取戻税額等とは、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額をいうものであること。（法23①IVのIV、令6



の23)

(1) 略

(2) 中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除額がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法68の11⑦）

(3)～(6) 略

**50の6** 50の4(4)、(7)、(8)、(10)及び(11)における中小連結親法人等

であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1) 法人が50の4(4)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、当該連結事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。

(2) 法人が50の4(7)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定建物等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(3) 法人が50の4(8)及び(10)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、当該連結事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。

(4) 法人が50の4(11)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした生産性向上設備等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

**54** 53、53の2及び53の3の場合の控除限度額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。（法53⑤・⑨・⑫・⑮、令8の13・8の17・8の20・8の23）

(1) 連結申告法人以外の内国法人 法人税割の課税標準である法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第7項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

の23)

(1) 略

(2) 中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除額がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法68の11⑫）

(3)～(6) 略

**50の6** 50の4(4)における中小連結親法人及び(7)から(10)までにおける中小企業者等

であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1) 法人が50の4(4)における中小連結親法人に該当する法人であるかどうかは、当該連結事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。

(2) 法人が50の4(7)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定建物等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(3) 法人が50の4(8)及び(9)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、当該連結事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。

(4) 法人が50の4(10)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした生産性向上設備等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

**54** 53、53の2及び53の3の場合の控除限度額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。（法53⑤・⑨・⑫・⑮、令8の13・8の17・8の20・8の23）

(1) 連結申告法人以外の内国法人 法人税割の課税標準である法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の10第5項、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

(2)～(4) 略

## 第20 特別徴収

76の4 当分の間、源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割について納入申告書を提出する場合には、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年総務省令第38号。以下76の4及び76の5において「平成28年改正省令」という。）第一条による改正前の規則第12号の13様式、第12号の14様式及び第12号の15様式（76の5において「旧様式」という。）によることができるものであること。（平成28年改正省令附則2⑦）

76の5 未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合における未成年者口座内上場株式等の配当等に係る配当割の納入申告書については、平成28年改正省令第一条による改正後の規則第12号の13様式、第12号の14様式及び第12号の15様式（以下76の5において「新様式」という。）によることとされているが、旧様式で印刷されたものであっても、ゴム印や手書き等により、その題名部分を新様式の題名に修正する措置が講じられている場合には、新様式として用いることも可能と解されること。

## 第3章 事業税

### 第1節 通則

#### 第1 納税義務及び納税義務者

1の4 外国法人又は国内に主たる事務所若しくは事業所（以下本章において「事務所等」という。）を有しない個人の行う事業に対しては、当該法人又は個人が国内に法第72条第5号に掲げる恒久的施設 を有する場合に限り、事業税を課することができるものであること。（法72の2⑥）

#### 第2 課税客体及び非課税の範囲

2の1 事業税の課税客体の認定については、次の諸点に留意すること。

(1)～(12) 略

(2)～(4) 略

## 第3章 事業税

### 第1節 通則

#### 第1 納税義務及び納税義務者

1の4 外国法人又は国内に主たる事務所若しくは事業所（以下本章において「事務所等」という。）を有しない個人の行う事業に対しては、当該法人又は個人が国内に 恒久的施設（令第10条に規定する場所をいう。以下本章において同じ。）を有する場合に限り、事業税を課することができるものであること。（法72の2⑥）

#### 第2 課税客体及び非課税の範囲

2の1 事業税の課税客体の認定については、次の諸点に留意すること。

(1)～(12) 略

(13) 薬剤師業とは、次に掲げる事業のみをいうものであり、イの医薬品以外の医薬品を販売する事業は物品販売業に該当するものであること。（法72の2⑩Ⅲ）

ア 薬剤師が薬局（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局をいう。以下（13）において同じ。）において調剤する事業

イ 薬剤師が薬局において次に掲げる医薬品を販売する事業

（ア） 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44条第1項又は第2項に規定する毒薬又は劇薬

（イ） 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第36条の7第1項第1号に規定する第一類医薬品

（ウ） 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第1条第2項第4号に規定する薬局製造販売医薬品

(14)～(19) 略

## 第2節 法人事業税

### 第4 課税標準の算定

#### 2 報酬給与額の算定

**4の2の9** 法人が役員又は使用人のために支出する掛金等のうち報酬給与額となるものは次に掲げるものであること。（法72の15①Ⅱ、令20の2の4①）

(1) 独立行政法人勤労者退職金共済機構又は特定退職金共済団体が行う退職金共済制度に基づいてその被共済者のために支出する掛金（特定退職金共済団体の要件に反して支出する掛金を除くものとし、中小企業退職金共済法第53条（従前の積立事業についての取扱い）の規定により独立行政法人退職金共済機構に納付する金額を含む。）

(2) 略

(13) 薬剤師業とは、次に掲げる事業のみをいうものであり、イの医薬品以外の医薬品を販売する事業は物品販売業に該当するものであること。（法72の2⑩Ⅲ）

ア 薬剤師が薬局（薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第11項に規定する薬局をいう。以下（13）において同じ。）において調剤する事業

イ 薬剤師が薬局において次に掲げる医薬品を販売する事業

（ア） 薬事法第44条第1項又は第2項に規定する毒薬又は劇薬

（イ） 薬事法第36条の3第1項第1号に規定する第一類医薬品

（ウ） 薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第15条の5に規定する薬局製造販売医薬品

(14)～(19) 略

## 第2節 法人事業税

### 第4 課税標準の算定

#### 2 報酬給与額の算定

**4の2の9** 法人が役員又は使用人のために支出する掛金等のうち報酬給与額となるものは次に掲げるものであること。（法72の15①Ⅱ、令20の2の4①）

(1) 独立行政法人勤労者退職金共済機構又は特定退職金共済団体が行う退職金共済制度に基づいてその被共済者のために支出する掛金（特定退職金共済団体の要件に反して支出する掛金を除くものとし、中小企業退職金共済法第53条（従前の積立事業についての取扱い）の規定により独立行政法人退職金共済機構に納付する金額を含む。）

(2) 略

(3) 確定拠出年金法に規定する企業型年金規約に基づいて企業型年金加入者のために支出する同法第3条第3項第7号に規定する事業主掛金（同法第54条第1項の規定により移換する確定拠出年金法施行令第22条第1項第3号に掲げる資産を含む。）

(4)～(7) 略

4の2の17 法附則第9条第13項から第15項までに規定する控除の要件については、原則として、法人税と同様の取扱いとされているものであるが、当該事業年度の所得が欠損である等の理由により法人税の特別控除を受けない法人についても、事業税においては、適用するものであること。また、連結法人については、単体法人ごとに適用するものであることに留意すること。ただし、平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額については、単体法人の額又は連結親法人及びその各連結子法人の全体について計算した額のいずれかの場合に要件を満たしていれば足りるものであること。

なお、従業者数按分により非課税事業及び収入金額課税事業以外の事業（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に限る。以下この章において「所得等課税事業」という。）に係る雇用者給与等支給額を算定する場合の按分の基準となる従業者数については、4の6の10の取扱いに準じるものであること。（令附則6の2④・⑤）

#### 6 資本金等の額の算定

4の6の10 非課税事業又は収入金額課税事業（(4)において「非課税事業等」という。）と所得等課税事業とを併せて行う法人の資本金等の額のおん分の基準となる従業者数については、以下の取扱いによるものであること。（令20の2の25）

(1)～(3) 略

(4) 従業者数は、事業年度終了の日（仮決算による中間申告の場合には\_\_\_\_\_、事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在におけるそれぞれの事業の

(3) 確定拠出年金法に規定する企業型年金規約に基づいて企業型年金加入者のために支出する同法第3条第3項第7号に規定する事業主掛金（同法第54条第1項の規定により移換する確定拠出年金法施行令第22条第1項第5号に掲げる資産を含む。）

(4)～(7) 略

4の2の17 法附則第9条第13項から第15項までに規定する控除の要件については、原則として、法人税と同様の取扱いとされているものであるが、当該事業年度の所得が欠損である等の理由により法人税の特別控除を受けない法人についても、事業税においては、適用するものであること。また、連結法人については、単体法人ごとに適用するものであることに留意すること。ただし、平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額については、単体法人の額又は連結親法人及びその各連結子法人の合算額の\_\_\_\_\_いずれかの場合に要件を満たしていれば足りるものであること。

なお、従業者数按分により非課税事業及び収入金額課税事業以外の事業（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に限る。以下この章において「所得等課税事業」という。）に係る雇用者給与等支給額を算定する場合の按分の基準となる従業者数については、4の6の10の取扱いに準じるものであること。（令附則6の2④\_\_\_\_\_）

#### 6 資本金等の額の算定

4の6の10 非課税事業又は収入金額課税事業\_\_\_\_\_と所得等課税事業とを併せて行う法人の資本金等の額のおん分の基準となる従業者数については、以下の取扱いによるものであること。（令20の2の25）

(1)～(3) 略

(4) 従業者数は、事業年度終了の日（仮決算による中間申告の場合にあつては、事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在におけるそれぞれの事業の

従業者数をいうものであり、法第72条の48第4項第3号ただし書\_\_\_\_\_のような計算は行わないものであること。

ただし、次に掲げる場合には、当該事業年度に属する各月の末日現在における所得等課税事業の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下(4)において同じ。）を、当該得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における非課税事業等の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を合計した数で除して得た値で按分することとする。

ア 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合

イ 非課税事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業を開始した場合

ウ 非課税事業等と所得等課税事業とを併せて行う法人が事業年度の中途において非課税事業等又は所得等課税事業を廃止した場合

(5) (4)の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とすること。

(6) 略

## 9 収入金額の算定

4の9の2 電気供給業の課税標準とすべき収入金額とは、原則として、電気事業会計規則による収入（電気事業会計規則の適用がない場合には、これに準ずる方法により計算した収入）とし、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者であるか否かにかかわらず、定額電灯、従量電灯、大口電灯及びその他の電灯に係る電灯料収入、業務用電力、小口電力、大口電力、その他の電力及び他の電気事業者への供給料金に係る電力料収入（新エネルギー等電気相当量（電気事業会計規則別表第1\_\_\_\_\_に規定する新エネルギー等電

従業者数をいうものであり、法第72条の48第4項第3号ただし書及び同条第5項のような計算は行わないものであること。

(5) 略

## 9 収入金額の算定

4の9の2 電気供給業の課税標準とすべき収入金額とは、原則として、電気事業会計規則による収入（電気事業会計規則の適用がない場合には、これに準ずる方法により計算した収入）とし、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者であるか否かにかかわらず、定額電灯、従量電灯、大口電灯及びその他の電灯に係る電灯料収入、業務用電力、小口電力、大口電力、その他の電力及び他の電気事業者への供給料金に係る電力料収入（新エネルギー等電気相当量（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成14年経済産業省令第119号）第1条第2項に規定する新エネルギー等電

気相当量をいう。4の9の6において同じ。)に係るものを含む。)、遅取加算料金、せん用料金、電球引換料、配線貸付料、諸機器貸付料及び受託運転収入、諸工料、水力又はかんがい用水販売代等の供給雑益に係る収入及び設備貸付料収入並びに事業税相当分の加算料金等原則として電気供給業の事業収入に係るすべての収入を含むものとする。

**4の9の6** 電気供給業を行う法人の事業によって収入すべき金額から控除される購入電力の料金に相当する収入金額は、他の電気供給業を行う法人から供給されたもの(新エネルギー等電気相当量に係るものを含み、電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者間の地帯間販売電力に係るものを含む。)に限るのであって、地方団体、自家発電を行う者、個人の供給業者等収入割を課されないものから供給を受けたものについては控除の対象とならないものであること。(令22VI)

#### 第5 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除等

**5の2** 道府県は、租税条約の実施に係る還付すべき金額が生ずるときは、当該金額を更正の日の属する事業年度の開始の日から1年以内に開始する各事業年度の事業税額から順次控除することとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法72の24の11)

(1)～(3) 略

(4) 繰越控除は、各事業年度の法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の確定申告に係る事業税額から行うものであるが、外形対象法人については、事業税額全体から行うものであることに留意すること。なお、繰越控除を付加価値割、資本割及び所得割から行う場合には、所得割、付加価値割、資本割の順に行うことに留意すること。

また、事業税額からの税額控除としては、まず仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除をし、既に納付すべきことが確定している事業税額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付すべき金額を

気相当量をいう。4の9の6において同じ。)に係るものを含む。)、遅取加算料金、せん用料金、電球引換料、配線貸付料、諸機器貸付料及び受託運転収入、諸工料、水力又はかんがい用水販売代等の供給雑益に係る収入及び設備貸付料収入並びに事業税相当分の加算料金等原則として電気供給業の事業収入に係るすべての収入を含むものとする。

**4の9の6** 電気供給業を行う法人の事業によって収入すべき金額から控除される購入電力の料金に相当する収入金額は、他の電気供給業を行う法人から供給されたもの(新エネルギー等電気相当量に係るものを含み、電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者間の地帯間販売電力に係るものを含む。)に限るのであって、地方団体、自家発電を行う者、個人の供給業者等収入割を課されないものから供給を受けたものについては控除の対象とならないものであること。(令22VI)

#### 第5 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除等

**5の2** 道府県は、租税条約の実施に係る還付すべき金額が生ずるときは、当該金額を更正の日の属する事業年度の開始の日から1年以内に開始する各事業年度の事業税額から順次控除することとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法72の24の11)

(1)～(3) 略

(4) 繰越控除は、各事業年度の法第72条の25、第72条の28及び第72条の29の確定申告に係る事業税額から行うものであるが、外形対象法人については、事業税額全体から行うものであることに留意すること。なお、繰越控除を付加価値割、資本割及び所得割から行う場合には、所得割、付加価値割、資本割の順に行うことに留意すること。

また、事業税額からの税額控除としては、まず仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除をし、既に納付すべきことが確定している事業税額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付すべき金額を

控除するものであること。(法72の24の11⑤)

5の3 道府県は、地域再生法の一部を改正する法律(平成28年法律第30号)の施行の日から平成32年3月31日までの間に、青色申告書の提出の承認を受けている法人又は青色申告書の提出の承認を受けていない法人で連結申告法人に該当するものが、地域再生法第8条第1項に規定する認定地方公共団体(以下5の3において「認定地方公共団体」という。)に対して当該認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業(当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。)に関連する寄附金(その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下5の3において「特定寄附金」という。)を支出した場合には、法附則第9条の2の2の規定による控除(以下5の3及び5の4(2)において「特定寄附金税額控除」という。)を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 特定寄附金税額控除は、法第72条の25、第72条の26第1項ただし書、第72条の28又は第72条の33第2項若しくは第3項の申告に係る事業税額から行うものであり、事業税額全体から行うものであることに留意すること。なお、当該控除を付加価値割、資本割及び所得割から行う場合には、所得割、付加価値割、資本割の順に行うことに留意すること。(法附則9の2の2①)

また、事業税額からの税額控除としては、まず特定寄附金税額控除をし、次に仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除をし、既に納付すべきことが確定している事業税額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。(法附則9の2の2③)

(2) 特定寄附金税額控除による控除額は、特定寄附金の額の合計額(2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、当該合計額を法第72

控除するものであること。(法72の24の11⑤)

条の48第2項に規定する事業税の分割基準により按分して計算した金額)の100分の10を乗じた額とすること。ただし、当該控除額が当該法人の当該寄附金支出事業年度の法第72条の24の7第1項から第3項までの規定により計算した事業税額の100分の20に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は当該100分の20に相当する金額とすること。(法附則9の2の2①)

(3) 特定寄附金税額控除の適用を受けられるのは、仮決算に係る中間申告書、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類及び当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類の添付がある場合に限ること。また、仮決算に係る中間申告書又は確定申告書に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額が(2)の控除額の計算の基礎となること。(法附則9の2の2②)

5の4 道府県は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度及び平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度において、付加価値額が40億円未満の法人について、当該事業年度に係る付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額が平成28年3月31日現在の税率を用いて計算した付加価値割額、資本割額及び所得割額(平成29年4月1日以後に開始する事業年度にあつては、当該所得割額に平成28年3月31日現在の税率を用いて計算した地方法人特別税相当額を加算した額)の合算額に相当する額を超える場合は、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第5条第2項から第11項まで \_\_\_\_\_ の規定による控除(以下5の4において「平成28年改正法附則第5条 \_\_\_\_\_ の規定による控除」という。)を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 平成28年改正法附則第5条 \_\_\_\_\_ の規定による控除は、各事業年度の

5の3 道府県は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度及び平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度

\_\_\_\_\_ において、付加価値額が40億円未満の法人について、当該事業年度に係る付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額が税率改正前 \_\_\_\_\_ の税率を用いて計算した付加価値割額、資本割額及び所得割額 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ の合算額に相当する額を超える場合は、地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第8条第2項から第5項まで又は第9条第2項から第5項までの規定による控除(以下5の3において「平成27年改正法附則第8条又は第9条の規定による控除」という。)を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 平成27年改正法附則第8条又は第9条の規定による控除は、各事業年度の



法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の確定申告に係る事業税額から行うものであり、事業税額全体から行うものであることに留意すること。  
なお、当該控除を付加価値割、資本割から行う場合には、付加価値割、資本割の順に行うことに留意すること。

---

---

---

---

---

---

---

---

(2) 事業税額からの控除としては、特定寄附金税額控除の適用がない場合には、

まず平成28年改正法附則第5条の規定による控除をし、次に仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除をし、その次に既に納付すべきことが確定している事業税額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。また、特定寄附金税額控除の適用がある場合には、5の3(1)にかかわらず、まず平成28年改正法附則第5条の規定による控除をし、次に特定寄附金税額控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除の順に控除をし、その次に既に納付すべきことが確定している事業税額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。(平成28年改正法附則5⑩・⑩)

(3) 控除額の計算に当たっては、事務所又は事業所の存する都道府県において、標準税率以外の税率で付加価値割、資本割及び所得割を課する場合には、当該税率によること。ただし、地方法人特別税相当額の計算に係る基準法人所得割額の税率については、標準税率によること。

法第72条の25、第72条の28及び第72条の29の確定申告に係る事業税額から行うものであり、事業税額全体から行うものであることに留意すること。  
なお、当該控除を付加価値割、資本割から行う場合には、付加価値割、資本割の順に行うことに留意すること。

また、事業税額からの控除としては、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除、租税条約の実施に係る還付すべき金額の控除及び平成27年改正法附則第8条又は第9条の規定による控除があるが、まず平成27年改正法附則第8条又は第9条の規定による控除をし、次に仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除をし、その次に既に納付すべきことが確定している事業税額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。(平成27年改正法附則8⑥、9⑥)

(2) 控除額の計算に当たっては、事務所又は事業所の存する都道府県において、標準税率以外の税率で付加価値割、資本割及び所得割を課する場合には、当該税率によること。

---

## 第6 申告納付並びに更正及び決定

6の10 連結法人については、外形対象法人及び収入金額課税法人を除き、次に掲げる場合には、中間申告書の提出を要しないものであること。（法72の26⑦・⑧）

(1) 連結法人の当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の2第1項第2号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第68条の10第5項、第68条の11第7項、第68条の13第4項\_\_\_\_\_、第68条の15の4第5項、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第8項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）を当該連結事業年度の月数で除して得た金額の6倍の金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令24の6）

(2) 連結法人の当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうち租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第7項、第42条の9第4項\_\_\_\_\_、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）を当該前事業年度の月数で除して得た金額の6倍の金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令24の7）

## 第7 徴収猶予

6の22 2以上の道府県において事務所等を設けて事業を行う法人に対する法第7

## 第6 申告納付並びに更正及び決定

6の10 連結法人については、外形対象法人及び収入金額課税法人を除き、次に掲げる場合には、中間申告書の提出を要しないものであること。（法72の26⑦・⑧）

(1) 連結法人の当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の2第1項第2号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第68条の10第5項、第68条の11第12項、第68条の13第4項、第68条の14第5項、第68条の15第5項、第68条の15の4第5項、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第8項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）を当該連結事業年度の月数で除して得た金額の6倍の金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令24の6）

(2) 連結法人の当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうち租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の10第5項、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）を当該前事業年度の月数で除して得た金額の6倍の金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令24の7）

## 第7 徴収猶予

6の22 2以上の道府県において事務所等を設けて事業を行う法人に対する法第7

2条の4 4第5項又は第7 2条の4 5第4項の規定に基づく延滞金の減免、法第7 2条の4 6第1項ただし書の規定に基づく過少申告加算金額の不徴収及び同条第3項の規定に基づく不申告加算金額の軽減を行う場合においては、特にその必要を認めない場合を除くほか、主たる事務所等所在地の道府県知事は関係道府県知事と協議して行うことが適当であること。

**6の2 6** 法第7 2条の4 6第1項ただし書及び第3項（法第7 2条の4 7第4項の場合を含む。）の更正又は決定があるべきことを予知してなされたものであるかどうかについては、外形対象法人、収入金額課税法人及び連結申告法人以外の法人に関しては、原則として法人税において更正又は決定があるべきことを予知してなされたものとされたかどうかによって判定すべきものであること。

#### **第10 法人の事業税の市町村に対する交付**

**10** 法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。以下この項において同じ。）の交付額の算定及びその市町村に対する交付に当たっては、次の諸点に留意すること。

（1）道府県は、当該道府県内の市町村に対し、当該道府県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額に1 0 0分の5・4を乗じて得た額を、各市町村の従業者数（統計法（平成1 9年法律第5 3号）第2条第4項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果によるものをいう。）で按分して得た額を交付すること。都は、都内の市町村（特別区を除く。以下この項において同じ。）に対し、都に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額に1 0 0分の5・4を乗じて得た額を、各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額を交付すること。（法7 2の7 6、7 3 4④、令3 5の4の4、3 5の4の5、5 7の2の4、5 7の2の5）

（2）都においては、法人の行う事業に対する事業税の収入額に1 0 0分の5・4を乗じて得た額を各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち特別区に係る額を、特別区財政調整交付金の原資とすること。（法7 3 4④、地方自治

2条の4 4第4項又は第7 2条の4 5第3項の規定に基づく延滞金の減免、法第7 2条の4 6第1項ただし書の規定に基づく過少申告加算金額の不徴収及び同条第3項の規定に基づく不申告加算金額の軽減を行う場合においては、特にその必要を認めない場合を除くほか、主たる事務所等所在地の道府県知事は関係道府県知事と協議して行うことが適当であること。

**6の2 6** 法第7 2条の4 6第1項ただし書及び第3項（法第7 2条の4 7第3項の場合を含む。）の更正又は決定があるべきことを予知してなされたものであるかどうかについては、外形対象法人、収入金額課税法人及び連結申告法人以外の法人に関しては、原則として法人税において更正又は決定があるべきことを予知してなされたものとされたかどうかによって判定すべきものであること。

法（昭和22年法律第67号）282②、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）210の10）

（3） 法人事業税交付金は、毎年度8月、12月、3月に交付することとする。（それぞれの交付時期における交付すべき額の算定期間は、前年度3月から7月、8月から11月、12月から2月とすること。）（令35の4の5、57の2の5）

（4） 法第72条の76及び第734条第4項に規定する「納付された法人の行う事業に対する事業税の額」は、当該算定期間中に実際に納付された金額とする。

（5） 平成29年度から平成31年度において、次のとおり経過措置が講じられていることに留意すること。

ア 平成29年度における法人事業税交付金は、（1）の規定にかかわらず、その交付率は100分の2・7とし、各市町村の法人税割額又は都民税の法人税割額により按分して得た額を交付すること。なお、平成29年度に限り、8月に交付すべき額は当該年度の4月から7月までを算定期間とすること。（平成28年改正法附則6③、平成28年改正令附則4②）

イ 平成30年度における法人事業税交付金は、（1）の規定にかかわらず、納付された法人事業税の額に100分の5・4を乗じて得た額の3分の2を法人税割額で、他の3分の1を各市町村又は特別区の従業者数で按分して得た額を交付すること。（平成28年改正法附則6④、平成28年改正令附則4③）

ウ 平成31年度における法人事業税交付金は、（1）の規定にかかわらず、納付された法人事業税の額に100分の5・4を乗じて得た額の3分の1を法人税割額で、他の3分の2を各市町村又は特別区の従業者数で按分して得た額を交付すること。（平成28年改正法附則6④、平成28年改正令附則4④）

#### 第11 課税標準の算定

11の1 略

11の2 略

#### 第10 課税標準の算定

10の1 略

10の2 略

11の3 略

11の4 略

11の5 略

11の6 略

11の7 略

11の8 略

11の9 略

11の10 略

11の11 略

11の12 略

11の13 略

11の14 略

11の15 異なる税率が適用される2以上の事業を併せて行う個人のそれぞれの税率を適用すべき所得は、損失の繰越控除又は被災事業用資産の損失の繰越控除、譲渡損失の控除、譲渡損失の繰越控除及び事業主控除額の金額を控除した後の総所得金額（以下11の15において「総所得金額」という。）をこれらの控除をする前のそれぞれの事業の所得金額により按分して算出するものであること。この場合において、それぞれの事業の所得金額の区分が明らかでない場合においては、総所得金額を売上金額等最も妥当な基準により按分して、それぞれの税率を適用すべき所得を算定すること。（法72の49の17②）

なお、事業専従者控除額は、それぞれの事業の所得金額の計算に当たって必要な経費に算入すべきものであることに留意すること。

11の16 略

## 第12 申告

12の1 略

12の2 略

10の3 略

10の4 略

10の5 略

10の6 略

10の7 略

10の8 略

10の9 略

10の10 略

10の11 略

10の12 略

10の13 略

10の14 略

10の15 異なる税率が適用される2以上の事業を併せて行う個人のそれぞれの税率を適用すべき所得は、損失の繰越控除又は被災事業用資産の損失の繰越控除、譲渡損失の控除、譲渡損失の繰越控除及び事業主控除額の金額を控除した後の総所得金額（以下10の15において「総所得金額」という。）をこれらの控除をする前のそれぞれの事業の所得金額によりあん分して算出するものであること。この場合において、それぞれの事業の所得金額の区分が明らかでない場合においては、総所得金額を売上金額等最も妥当な基準によりあん分して、それぞれの税率を適用すべき所得を算定すること。（法72の49の17②）

なお、事業専従者控除額は、それぞれの事業の所得金額の計算に当たって必要な経費に算入すべきものであることに留意すること。

10の16 略

## 第11 申告

11の1 略

11の2 略

12の3 略

12の4 略

12の5 略

第13 2以上の道府県において行う事業に係る課税標準の分割

13 略

第4章 地方消費税

第5 徴収取扱費

9 地方消費税に係る徴収取扱費の支払については、次の諸点に留意すること。

(1) 貨物割にあっては国から通知された令第35条の17第1項に規定する徴収取扱費基礎額（同項に規定する徴収取扱費算定期間内に法第72条の103第3項の規定により道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（当該各徴収取扱費算定期間内に法第72条の104の規定により貨物割に係る還付金等が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法第72条の105第2項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の17分の10に相当する額）に100分の0.55を乗じて得た金額を、国からの通知があつた日から30日以内に支払うものであること。（法72の113）

(2) 譲渡割にあっては国から通知された令附則第6条の11第1項に規定する徴収取扱費基礎額（同項に規定する徴収取扱費算定期間内に法附則第9条の6第3項の規定により道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（当該各徴収取扱費算定期間内に法附則第9条の7の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法附則第9条の8第2項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の17分の10に相当する額）に100分の0.55を乗じて得た金額を、国からの通知があつた日から30日以内に支払うものであること。（法附則9の14）

11の3 略

11の4 略

11の5 略

第12 2以上の道府県において行う事業に係る課税標準の分割

12 略

第4章 地方消費税

第5 徴収取扱費

9 地方消費税に係る徴収取扱費の支払については、次の諸点に留意すること。

(1) 貨物割にあっては国から通知された令第35条の17第1項に規定する徴収取扱費基礎額（同項に規定する徴収取扱費算定期間内に法第72条の103第3項の規定により道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（当該各徴収取扱費算定期間内に法第72条の104の規定により貨物割に係る還付金等が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法第72条の105第2項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の17分の10に相当する額）に100分の0.50を乗じて得た金額を、国からの通知があつた日から30日以内に支払うものであること。（法72の113）

(2) 譲渡割にあっては国から通知された令附則第6条の11第1項に規定する徴収取扱費基礎額（同項に規定する徴収取扱費算定期間内に法附則第9条の6第3項の規定により道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（当該各徴収取扱費算定期間内に法附則第9条の7の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法附則第9条の8第2項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の17分の10に相当する額）に100分の0.45を乗じて得た金額を、国からの通知があつた日から30日以内に支払うものであること。（法附則9の14）

(3) なお、9(1)及び(2)による徴収取扱費の算定については、平成28年3月から5月までの徴収取扱費算定期間から適用されることとなることに留意すること。また、平成28年3月から5月までの徴収取扱費算定期間においては、3月分については改正前の算定方法、4月から5月分については9(1)及び(2)の算定方法を適用し、それぞれの算定方法により算定した額の合算額を徴収取扱費とすることに留意すること。(地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成28年政令第133号)附則5②・③)

## 第6 地方消費税の清算

10 地方消費税の清算については、次の諸点に留意すること。

(1)～(2) 略

(3) 消費に相当する額については\_\_\_\_\_、小売年間販売額とサービス業対個人事業収入額、小売年間販売額の総額及びサービス業対個人事業収入額の総額(以下「総額の合算額」という。)の合算額の15分の3に相当する額を人口で按分して得られる額並びに総額の合算額の15分の2に相当する額を従業者数で按分して得られる額とを合計して得た額を用いるものであること。

(令35の20②、則7の2の10)

## 第5章 不動産取得税

### 第2 課税標準

15 法附則第11条第1項の課税標準の特例規定が適用されるのは、農業協同組合等特定の者が取得する保管、生産又は加工の用に供する家屋及び共同計算センターに限られるものであるが、その取扱いに当たっては、次の諸点に留意すること。

(3) なお、平成26年12月から平成27年2月までの徴収取扱費算定期間においては、「17分の10」とあるのを「12分の10」として9(1)及び(2)の算定方法を適用し、平成27年3月から5月までの徴収取扱費算定期間においては、3月分については「17分の10」とあるのを「12分の10」として9(1)及び(2)の算定方法、4月から5月分については「17分の10」のまま9(1)及び(2)の算定方法を適用し、それぞれの算定方法により算定した額の合算額を徴収取扱費とすることに留意すること。(地方税法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第132号)附則3、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第316号)附則3)

## 第6 地方消費税の清算

10 地方消費税の清算については、次の諸点に留意すること。

(1)～(2) 略

(3) 消費に相当する額については、これまで、小売年間販売額とサービス業対個人事業収入額、小売年間販売額の総額及びサービス業対個人事業収入額の総額(以下「総額の合算額」という。)の合算額の6分の1に相当する額を人口で按分して得られる額並びに総額の合算額の6分の1に相当する額を従業者数で按分して得られる額とを合計して得た額を用いてきた。平成27年4月以後に行われる清算については、経済センサス活動調査の結果を用いてサービス業対個人事業収入額を定めることとするとともに、人口、従業者で按分する総額の合算額の割合をそれぞれ15分の3、15分の2として消費に相当する額を算定することとなることに留意すること。(令35の20②、則7の2の10)

## 第5章 不動産取得税

### 第2 課税標準

15 法附則第11条第2項の課税標準の特例規定が適用されるのは、農業協同組合等特定の者が取得する保管、生産又は加工の用に供する家屋及び共同計算センターに限られるものであるが、その取扱いに当たっては、次の諸点に留意すること。

(法附則 1 1 ⑩、令附則 7 ⑬～⑮)

(1)及び(2) 略

1 6 法附則第 1 1 条第 1 2 項及び第 1 1 条の 4 第 3 項に規定する「サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅」については、契約方式が賃貸借契約であるものに限るものであること。(法附則 1 1 ⑫、法附則 1 1 の 4 ③)

### 第 3 賦課徴収

2 2 新築の特例適用住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額措置の運用については、次の諸点に留意すべきものであること。(法 7 3 の 2 4、法附則 1 0 の 2 ②、令附則 6 の 1 7 ②)

(1)～(3) 略

(4) 土地を取得した日から 2 年以内(土地の取得が平成 1 6 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間に行われたときに限り、3 年(土地の取得の日から 3 年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令で定める場合においては、4 年)以内)に特例適用住宅が新築されたかどうか又は土地を取得した日前 1 年の期間内に特例適用住宅が新築されていたかどうかの認定については、その実態に応じて判断すること。

(5)～(7) 略

## 第 7 章 ゴルフ場利用税

### 第 1 課税客体及び非課税の範囲等

2 ゴルフ場利用税の非課税の範囲及び取扱いについては、次の諸点に留意すること。

(1) ゴルフ場の利用者が非課税措置の適用対象者であるか否かの本人確認については、当該利用者からの申請書のほか、運転免許証、旅券、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号利用法」という。)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードその他これらと同等の証明力を有する本人確認のための書類により確認するものである

(法附則 1 1 ⑫、令附則 7 ⑭～⑯)

(1)及び(2) 略

1 6 法附則第 1 1 条第 1 3 項及び第 1 1 条の 4 第 3 項に規定する「サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅」については、契約方式が賃貸借契約であるものに限るものであること。(法附則 1 1 ⑬、法附則 1 1 の 4 ③)

### 第 3 賦課徴収

2 2 新築の特例適用住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額措置の運用については、次の諸点に留意すべきものであること。(法 7 3 の 2 4、法附則 1 0 の 2 ②、令附則 6 の 1 7 ②)

(1)～(3) 略

(4) 土地を取得した日から 2 年以内(土地の取得が平成 1 6 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までの間に行われたときに限り、3 年(土地の取得の日から 3 年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令で定める場合においては、4 年)以内)に特例適用住宅が新築されたかどうか又は土地を取得した日前 1 年の期間内に特例適用住宅が新築されていたかどうかの認定については、その実態に応じて判断すること。

(5)～(7) 略

## 第 7 章 ゴルフ場利用税

### 第 1 課税客体及び非課税の範囲等

2 ゴルフ場利用税の非課税の範囲及び取扱いについては、次の諸点に留意すること。

(1) ゴルフ場の利用者が非課税措置の適用対象者であるか否かの本人確認については、当該利用者からの申請書のほか、運転免許証、旅券、住民基本台帳カード(住民基本台帳法施行規則(平成 1 1 年自治省令第 3 5 号)別記様式第 2 の様式によるものに限る。)その他これらと同等の証明力を有する本人確認のための書類により確認するものである



こと。

## 第8章 削除

こと。

## 第8章 自動車取得税

### 第1節 課税客体等

#### 1 自動車

(1) 自動車取得税における自動車は、自動車税の課税客体である自動車のほか、軽自動車税の課税客体である軽自動車等のうち法第442条第2号の軽自動車（二輪のものを除く。）を含むものであり、新車であると中古車であるとを問わないものであること。（法113②）

(2) 令第42条第1号の「自動車に取り付けられる自動車の附属物」には、自動車の付属用品のうち通常自動車の取付用品といわれているものがこれに該当するものであること。また、同条第2号の「特殊の用途にのみ用いられる自動車」とは、いわゆる特種用途自動車（自動車登録番号の分類番号が8、80から89まで及び800から899までの自動車並びに検査対象軽自動車の車両番号の分類番号が80から89までの軽自動車）をいい、これらの自動車に装備されている機械又は装置については、人又は物を運送するために用いられる物のみが自動車に含まれるものであること。

(3) 自動車取得税における自動車のうち軽自動車以外のものの用途区分は、自動車税の課税客体である自動車の用途区分と同一となるものであること。

#### 2 自動車の取得

(1) 自動車取得税における自動車の取得とは、自動車の所有権の取得をいうものであるが、自動車製造業者の製造による取得、自動車販売業者の販売のための取得等については、課税客体に含めないこととされているものであること。（法113②、令42の2）

なお、これについては次の諸点に留意すること。

ア 自動車販売業者（以下「販売業者」という。）とは、自動車を販売することを業とする者をいい、自動車製造業者又は自動車修理業者が自動車を販売する

ことを業とする場合には、これらの者もここにいう販売業者に含まれるものであること。

なお、中古車の販売をすることを業とする者は、すべて古物営業法第3条の許可を受けなければならないものとされていること。

イ 販売業者の販売のための自動車の取得とは、販売業者が商品としての自動車を取得することをいうものであること。したがって、販売業者が自己の使用に供するために自動車を取得する場合の取得は、販売のための取得に含まれないものであること。

ウ いわゆる下取りに係る中古車の取得は、通常、販売業者の販売のための自動車の取得に該当するものであること。

エ 令第42条の2の自動車の取得を例示すれば、次のような自動車に係る取得であるが、これらの取得に該当するかどうかは原則として登録、自動車検査証の交付又は使用の届出の有無によって判定するよう取り扱うこと。

(ア) 自動車教習所の敷地内でのみ用いられる教習用自動車

(イ) 工場等の敷地内でのみ用いられる自動車

(ウ) 展示用に、又は店舗として用いられる自動車

(エ) スクラップにされる自動車

(2) 自動車の新規登録若しくは移転登録（販売業者の商品自動車の取得に係る移転登録を除く。）又は自動車検査証の交付若しくは軽自動車の使用の届出がされた場合には、自動車の取得があったものと推定されるが、自動車の抹消登録をし、又は自動車検査証若しくは軽自動車届出済証の返納をした者が同一の自動車について新規登録をし、又は自動車検査証の交付を受け、若しくは使用の届出をしたような場合には、自動車の新たな取得はないので、本税は課税できないものであること。

(3) みなす課税については、次の点に留意すること。

ア 法第114条第2項の「前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変

更があつたとき」とは、所有権留保付で売買され、買主への所有権の移転がなお完了していない自動車について、①代金の残金は、新買主が支払う、②自動車の使用収益は、じ後、新買主が行う、③代金の残金の支払いが終了すれば所有権は売主から新買主に移転するというような形態の契約によって買主の変更が行われる場合をいうものであること。

イ 法第114条第3項の「当該販売業者等が運行の用に供した場合（当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。））」とは、販売業者等が自ら業務の用に供するため自動車を使用する場合、リースによる貸与がされた自動車又はレンタカーが運行される場合その他自動車の整備期間中自動車整備業を兼ねる販売業者から一時的に貸与される代替自動車が運行される場合等をいい、販売業者等がその自動車を販売する目的で移動させるような場合は含まないものであること。

### 3 主たる定置場

法第113条第1項の「主たる定置場」とは、自動車を使用しない場合において、主として自動車を止めて置く場所をいうものであるが、その認定に当たっては、登録自動車にあつては自動車の取得者の当該自動車の使用の本拠の位置として道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第6条の自動車登録ファイルに登録された場所、軽自動車にあつては自動車の取得者の当該自動車の使用の本拠の位置として同法第58条第1項の自動車検査証又は同法施行規則第63条の2第3項の軽自動車届出済証に記載された場所をもって主たる定置場とすること。（法113①）

#### 第2節 課税標準

### 4 自動車の取得価額

自動車取得税の課税標準である自動車の取得価額とは、自動車の取得者が自動車の取得について対価として支払うべき金額をいうものであるが、次の点に留意すること。（法118①）

(1) 自動車の取得について対価として支払うべき金額のうち令第42条に規定す

る自動車の付加物に該当しない付属物の価額が含まれているときは、当該付属物の価額は自動車取得税の課税標準には算入されないものであること。

(2) 割賦販売契約により自動車を取得する場合において、その支払うべき割賦販売価額が現金販売契約により取得する場合において自動車取得税の課税標準となるべき金額を超えるときは、その超える金額（割賦販売手数料等）は、課税標準に算入しないものとする。

(3) 販売業者が自動車を販売するに当たり当該自動車の買主から他の自動車を下取りする場合においても、買主の取得に対する自動車取得税の課税標準の算定上、当該下取り車に係る価額は控除しないものであること。

なお、いわゆる公表小売価格のある自動車についても、現実の取引価額（実勢価額）は、公表小売価格を若干下回っているのが通例であること及び大量の購入が行われる場合は一般の取得価額よりも低い価額で取得されるのが通常の取引の慣行であることに留意すること。

## 5 通常の取引価額

(1) 法第118条第2項各号に掲げる自動車の取得については、その自動車の取得価額がないか、又は取得価額を課税標準とすることが不適当であるので、通常の取引価額として規則第8条の14に定める金額（以下「通常の取引価額」という。）を課税標準として、自動車取得税を課税するものとされているものであるが、このような自動車の取得は、具体的には次に掲げるものであること。（法118②、令42の5）

ア 無償でされた自動車の取得

イ 自動車を譲渡した者が自動車を取得した者の親族その他一定の関係者である場合の自動車の取得でその取得価額が通常の取引価額と異なる自動車の取得

ウ 自動車の製造会社又は販売会社の従業員等が当該会社から購入する場合の取得、自動車を取得する者が自動車を譲渡する者に対し、別途、無償又は廉価で物又は役務を提供している場合の取得等特別な事情がある場合における自動車

の取得で、その取得価額が通常の取引価額と異なる自動車の取得

エ 代物弁済契約による自動車の取得

オ 交換契約による自動車の取得

カ 負担付贈与契約による自動車の取得

キ 自動車製造業者、自動車販売業者等が製造した自動車又は商品として取得した自動車を運行の用に供した場合におけるみなし取得

ク 外国で自動車を取得した者がその自動車を国内に持ち込んで運行の用に供した場合におけるみなし取得

(2) 法第118条第2項各号に掲げる自動車の取得については、通常の取引価額を自動車の取得価額とみなすこととされているものであるが、これについては、次の点に留意すること。(法118②、則8の14)

ア 新車の通常の取引価額については、当該新車と同種の新車の小売による通常の販売価額によるものとする。

イ 中古車の通常の取引価額については、当該中古車と同種の自動車で取得後の経過年数、使用状況等が類似する中古車の小売による通常の販売価額によるものとする。

### **第3節 申告納付及び課税免除等**

#### **6 申告納付**

自動車取得税の徴収方法が申告納付とされているのは、地方運輸局運輸支局（運輸監理部を含む。）における登録等の手続の際に原則として本税の課税関係の事務をすべて終了させることによって、徴収の簡素化及び納税者の便宜を図るためであること。(法121)

#### **7 申告納付の期限**

自動車の取得がされる場合には通常自動車の登録等がされるものであるから、自動車取得税の申告納付期限は登録等を基準として定められているのであるが、次の点に留意すること。(法122、則8の16)

(1) 次に掲げる場合は、いずれも法第122条第1項第1号に該当し、新規登録又は自動車検査証の交付若しくは使用の届出の時が申告納付期限となるものであること。

ア 新規登録又は自動車検査証の交付若しくは使用の届出のされていない自動車について所有権留保付売買契約の締結があった場合

イ 新規登録又は自動車検査証の交付若しくは使用の届出のされていない自動車について販売業者等が新規登録をし、又は自動車検査証の交付を受け、若しくは使用の届出をしたことにより運行の用に供するものとみなされる場合

ウ 自動車を国内に持ち込んで運行の用に供する場合

(2) 次に掲げる場合は、法第122条第1項第3号に該当し、自動車検査証の記入又は軽自動車届出済証の記入の時が申告納付期限となるものであること。

ア 既に登録又は自動車検査証の交付若しくは使用の届出のされている自動車について所有権留保付売買契約の締結があった場合

イ 所有権留保付売買に係る自動車について買主の変更があった場合

(3) 販売業者等が既に取得し、移転登録をしている自動車を運行の用に供する場合は、法第122条第1項第4号に該当し、当該運行の用に供した日から15日を経過する日が申告納付期限となるものであること。

## 8 報告

自動車の取得者で納税義務者以外の者についても、条例の定めるところにより報告書を提出しなければならないこととされているが、これは、取得価額が免税点以下である自動車の取得をした者及び非課税とされる自動車の取得をした者についてその旨の確認をするためのものであること。(法122②)

## 9 課税免除

自動車の返還があった場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除については、次の点に留意すること。

(1) 法第126条の規定による課税免除は、同条の規定に該当する自動車の返還

があった場合にはすべて適用されるものであり、それが売買契約の解除によるものであると、単なる自動車の取換えであると問わないものであること。

なお、自動車の売買契約が解除された場合であっても、同条の規定に該当しない限り、同条の課税免除の適用はないものであること。

(2) 課税免除されるのは、返還の理由が専ら販売業者の責めに帰すべき場合であり、買主の使用が適正でないことにより性能が良好でなくなったような場合は、これに含まれないものであること。

(3) 既に納付されている税額を還付する場合は、その還付する金額に還付加算金を加算しないものであること。

#### 第4節 交付

##### 10 交付

自動車取得税の市町村（特別区を含む。）に対する交付については、次の点に留意すること。

(1) 交付の対象となるのは、自動車取得税の本税額のみであり、延滞金及び各種加算金等は含まれないものであること。（法143、令42の9・42の10）

(2) 交付は、毎年度8月、12月、3月において行うものであるが、このうち3月において交付すべき額の一部となる3月中の収入見込額の算定については、前年同月における収入額、当該年度において既に収入した額の対前年度伸び率等を勘案して適正に行うこと。（令42の9・42の10）

#### 第9章 軽油引取税

##### 第1節 通則

###### 第1 課税客体等

### 3 元売業者

(1) 元売業者の指定を申請しようとする者は、申請書とその者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事を経由して総務大臣に提出しなければならないものであるが、この場合については、次の諸点に留意するものであること。（法14

#### 第9章 軽油引取税

##### 第1節 通則

###### 第1 課税客体等

### 3 元売業者

(1) 元売業者の指定を申請しようとする者は、申請書とその者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事を経由して総務大臣に提出しなければならないものであるが、この場合については、次の諸点に留意するものであること。（法14

4の7①・③)

ア 略

イ 令第43条の7各号に規定する指定要件

(ア) 略

(イ) 令第43条の7第2号ロに規定する「その取消しの原因となった事実があった日」とは、例えば、次に掲げる日をいうものであること。

a 及び b 略

c 法第2章第7節の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第144条の54の規定により準用される国税犯則取締法の規定により通告処分を受けた場合には、その違反した事実のあった日

(ウ) 略

ウ及びエ 略

(2)及び(3) 略

#### 8 燃料炭化水素油、混和軽油等の販売又は消費に対する課税

軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りで当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対して課されるほか、法第144条の2第3項から第5項までの規定により燃料炭化水素油、混和軽油等の販売又は消費に対して課税されるものであること。

(1) 法第144条の2第3項に規定する「炭化水素とその他の物との混合物」とは、炭化水素に炭化水素化合物以外の物、例えば、メタノール等を混和して生じたものをいい、「単一の炭化水素」とは、炭素と水素のみからなる1種類の炭化水素化合物をいうものであること。

また、「自動車」とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条に規定する登録を受けた自動車をいうものであること。(法144の2③・④、法附則12の2の6)

(2)及び(3) 略

4の7①・③)

ア 略

イ 令第43条の7各号に規定する指定要件

(ア) 略

(イ) 令第43条の7第2号ロに規定する「その取消しの原因となった事実があった日」とは、例えば、次に掲げる日をいうものであること。

a 及び b 略

c 法第2章第7節の2の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第144条の54の規定により準用される国税犯則取締法の規定により通告処分を受けた場合には、その違反した事実のあった日

(ウ) 略

ウ及びエ 略

(2)及び(3) 略

#### 8 燃料炭化水素油、混和軽油等の販売又は消費に対する課税

軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りで当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対して課されるほか、法第144条の2第3項から第5項までの規定により燃料炭化水素油、混和軽油等の販売又は消費に対して課税されるものであること。

(1) 法第144条の2第3項に規定する「炭化水素とその他の物との混合物」とは、炭化水素に炭化水素化合物以外の物、例えば、メタノール等を混和して生じたものをいい、「単一の炭化水素」とは、炭素と水素のみからなる1種類の炭化水素化合物をいうものであること。

また、「自動車」とは、道路運送車両法\_\_\_\_\_第4条に規定する登録を受けた自動車をいうものであること。(法144の2③・④、法附則12の2の6)

(2)及び(3) 略



## 第2節 徴収

### 第3 特別徴収等

#### 16 特別徴収

軽油引取税の徴収については、法第144条の2第3項から第6項まで及び法第144条の3の規定によってみなす課税を行う場合その他特別の必要がある場合を除くほか、特別徴収の方法によるものとされているものであること。（法144の13）

(1)及び(2) 略

(3) 特別徴収義務者としての登録手続等は、条例で定めることとされているのであるが、条例の制定に当たっては、次の諸点に留意すること。（法144の15①・③）

ア 略

イ 登録を申請する場合において提出すべき申請書には、次の(ア)から(ウ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項を記載させる旨の規定を設けることが適当であること。

(ア) 事務所又は事業所の営業を開始しようとする場合

a 特別徴収義務者の氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号（番号利  
用法

\_\_\_\_\_第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下(3)において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下(3)において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地）並びに法人にあつては代表者の氏名

b～e 略

(イ)及び(ウ) 略

ウ 略

## 第2節 徴収

### 第3 特別徴収等

#### 16 特別徴収

軽油引取税の徴収については、法第144条の2第3項から第6項まで及び法第144条の3の規定によってみなす課税を行う場合その他特別の必要がある場合を除くほか、特別徴収の方法によるものとされているものであること。（法144の13）

(1)及び(2) 略

(3) 特別徴収義務者としての登録手続等は、条例で定めることとされているのであるが、条例の制定に当たっては、次の諸点に留意すること。（法144の15①・③）

ア 略

イ 登録を申請する場合において提出すべき申請書には、次の(ア)から(ウ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項を記載させる旨の規定を設けることが適当であること。

(ア) 事務所又は事業所の営業を開始しようとする場合

a 特別徴収義務者の氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号（行政手  
続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成

25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下(3)において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下(3)において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地）並びに法人にあつては代表者の氏名

b～e 略

(イ)及び(ウ) 略

ウ 略

(4) 略

#### 17 保全担保

保全担保制度の運用に当たっては、次の諸点に留意するものであること。(法144の20、令43の14)

(1) 略

(2) 保全のため必要があると認めるときとは、およそ次のようなときをいうものであること。

ア 略

イ 既に営業を行っている特別徴収義務者については、アに該当する場合のほか、法第2章第7節の規定に違反して通告処分を受け、又は告発されたものであってその犯則の手段、方法等を考慮して、特に担保の提供を命ずる必要があると認められるとき。

ウ 略

(3) 略

### 第10章 自動車税

#### 第1節 通則

1 自動車税の課税客体である自動車とは、道路運送車両法第3条に規定する普通自動車及び小型自動車(3輪以上のものに限る。)をいい、通常道路において運行する自動車をいうのであるから、その具体的認定に当たっては、道路運送車両法第4条の規定による登録の有無によっても差し支えないものであること。(法145Ⅲ)

(4) 略

#### 17 保全担保

保全担保制度の運用に当たっては、次の諸点に留意するものであること。(法144の20、令43の14)

(1) 略

(2) 保全のため必要があると認めるときとは、およそ次のようなときをいうものであること。

ア 略

イ 既に営業を行っている特別徴収義務者については、アに該当する場合のほか、法第2章第7節の2の規定に違反して通告処分を受け、又は告発されたものであってその犯則の手段、方法等を考慮して、特に担保の提供を命ずる必要があると認められるとき。

ウ 略

(3) 略

### 第10章 自動車税

1 自動車税の課税客体である自動車とは、道路運送車両法の適用を受ける自動車(二輪の小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)をいい、通常道路において運行する自動車をいうのであるから、その具体的認定に当たっては、道路運送車両法第4条の規定による登録の有無によっても差し支えないものであること。(法145①)

2 「主たる定置場」とは、自動車を使用しない場合において、主として自動車を止めて置く場所をいうのであるが、その認定に当たっては、登録自動車については道路運送車両法第6条の自動車登録ファイルに登録された使用の本拠の位置をもって主たる定置場とすること。(法145①)

3 「自動車の売買があつた場合において、売主が当該自動車の所有権を留保してい



(1) 環境性能割における自動車の取得者とは、自動車の所有権を取得した者がいうが、製造により自動車製造業者が取得した自動車及び自動車販売業者等が販売のために取得した自動車については、これに含まないこととされているものであること。(法146②、令44の2)

なお、これについては次の諸点に留意すること。

ア 自動車販売業者(以下「販売業者」という。)とは、自動車を販売することを業とする者をいい、自動車製造業者又は自動車修理業者が自動車を販売することを業とする場合には、これらの者もここにいう販売業者に含まれるものであること。

なお、中古車の販売をすることを業とする者は、すべて古物営業法第3条の許可を受けなければならないものとされていること。

イ 販売業者が販売のために取得した自動車とは、販売業者が商品として取得した自動車のことをいうものであること。したがって、販売業者が自己の使用に供するために取得した自動車は、販売のために取得した自動車に含まれないこと。

なお、販売業者が販売のために取得した自動車であっても、後日、自己の使用に供することとなったときは、自動車の取得者として環境性能割が課されるものであること。

ウ いわゆる下取りによって取得された中古車は、通常、販売業者が販売のために取得した自動車に該当するものであること。

エ 令第44条の2における運行の用に供されない自動車を例示すれば、次のような自動車であるが、これらの自動車に該当するかどうかは原則として登録の有無によって判定するよう取り扱うこと。

(ア) 自動車教習所の敷地内でのみ用いられる教習用自動車

(イ) 工場等の敷地内でのみ用いられる自動車

(ウ) 展示用に、又は店舗として用いられる自動車

(エ) スクラップにされる自動車

(2) 自動車の新規登録又は移転登録（販売業者の商品自動車の取得に係る移転登録を除く。）がされた場合には、自動車が取得されたものと推定されるが、当該自動車の抹消登録をした者が同一の自動車について新規登録をしたような場合には、新たに自動車が取得されたものではないことから、環境性能割は課税できないものであること。

6. みなす課税については、次の点に留意すること。

(1) 法第147条第1項に規定する「自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合」とは、例えば所有権留保付割賦販売の場合をいい、この場合には、当該自動車について現実に使用又は収益をしている買主を取得者及び所有者とみなして、自動車税を課するものとされていること。（法147①）

(2) 法第147条第2項に規定する「前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたとき」とは、所有権留保付で売買され、買主への所有権の移転がなお完了していない自動車について、①代金の残金は新買主が支払う、②代金の支払いの後の自動車の使用収益は新買主が行う、③代金の残金の支払いが完了すれば、売主から新買主に所有権が移転する形態等の契約によって買主の変更が行われる場合をいうものであること。

**第2節 環境性能割**

**第1 課税標準**

7. 環境性能割の課税標準である自動車の通常の取得価額とは、自動車の取得のために通常要する価額をいうものであるが、次の点に留意すること。（法156）

(1) 最初の新規登録（以下「初回新規登録」という。）を受ける自動車（いわゆる新車をいう。）については、当該自動車を通常の取引の条件に従って販売業者等から取得するとした場合における対価として支払うべき金額をいうものであり、その算定に当たっては、下取り車の有無や契約の方法（割賦販売契約等）にか

かわらないものであること。

なお、いわゆる公表小売価格のある自動車については、現実の取引価額（実勢価額が、公表小売価格を若干下回っていることが通例であることに留意すること

。

(2) 初回新規登録を受ける自動車以外の自動車（いわゆる中古車をいう。）については、初回新規登録からの経過年数や使用状況等により同種の自動車であっても現実の取引価額が異なることから、(1)に基づき算定した当該自動車が初回新規登録を受けたときにおける通常の取得価額に、初回新規登録からの経過年数に応じて別に総務大臣が定める割合を乗じることとしていること。

(3) 取得された自動車について、令第44条に規定する「自動車の付加物」に該当しない付属物があるときは、当該付属物の価額は課税標準には算入されないものであること。

## **第2 申告納付及び納付義務の免除等**

8 環境性能割の徴収方法が申告納付とされているのは、地方運輸局運輸支局（運輸監理部を含む。）における登録等の手続の際に原則として本税の課税関係の事務をすべて終了させることによって、徴収の簡素化及び納税者の便宜を図るためであること。（法160）

9 自動車の取得がされる場合には通常自動車の登録等がされるものであるから、環境性能割の申告納付期限は原則として登録を基準として定められているのであるが、次の点に留意すること。（法160）

(1) 次に掲げる場合は、いずれも法第160条第1項第1号に該当し、新規登録が申告納付期限となるものであること。

ア 新規登録のされていない自動車について所有権留保付売買契約の締結があった場合

イ 新規登録のされていない自動車について販売業者等が新規登録をした場合

ウ 自動車を国内に持ち込んで運行の用に供する場合

(2) 次に掲げる場合は、法第160条第1項第3号に該当し、自動車検査証の記入の時が申告納付期限となるものであること。

ア 既に登録のされている自動車について所有権留保付売買契約の締結があった場合

イ 所有権留保付売買に係る自動車について買主の変更があった場合

(3) 販売業者等が既に取得し、移転登録をしている商品自動車等を運行の用に供する場合は、法第160条第1項第4号に該当し、当該運行の用に供した日から15日を経過する日が申告納付期限となるものであること。

#### 10 環境性能割の徴収

(1) 環境性能割の証紙徴収の取扱方法としては、環境性能割の申告書に証紙を貼付する方法と、これに代えて環境性能割の申告書に証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器で表示する方法又は証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後環境性能割の申告書に納税済印を押す方法とあるが、申告窓口における納付の便宜の観点から、原則として申告書に証紙を貼付する方法によることとして、留意すること。

なお、証紙代金収納計器による払込みの方法は、納税義務者が証紙代金収納計器の取扱人に証紙の額面金額に相当する現金を支払って環境性能割の申告書に当該金額の表示を受けることにより、環境性能割を払い込むものであること。この場合、証紙代金収納計器の取扱人は、証紙代金収納計器の取扱いにつき道府県知事の承認を受けた者とし、証紙代金収納計器により表示することができる金額を道府県に納付するとともに、当該金額を限度として証紙代金収納計器を取り扱うものであること。

(2) 証紙徴収の方法による場合の経理その他の手続については次によること。

ア 納税義務者の租税債務は、証紙が道府県の印で消されたとき、証紙代金収納計器によって金額を表示させた申告書が受理されたとき又は納税済印の押印を受けたときに履行されたものとするものであること。

イ 証紙による払込み又は証紙代金収納計器による払込みに代えて現金で納付する場合に小切手による納付を受けるときは、地方自治法施行令第156条第1項第1号に掲げる小切手に該当し、その支払地が地方運輸局運輸支局（運輸監理部を含む。）の所在地であり、その提示期間の到来しているものであって、かつ、支払いが確実であると認められるものに限り納付を認めるものとする。

ウ 証紙による払込み又は証紙代金収納計器による払込みに過誤納があった場合は、当該過誤納に係る現年度の還付金は、一般会計より歳入戻出するものとし、還付加算金は一般会計の歳出から支出するものとする。

## 1.1 報告

自動車の取得者で納税義務者以外の者についても、法第160条第2項で定めるところにより報告書を提出しなければならないこととされているが、これは、通常の取得価額が免税点以下である自動車を取得した者及び非課税とされる自動車を取得した者についてその旨の確認をするためのものであること。（法160②）

## 1.2 納付義務の免除

自動車の返還があった場合の環境性能割の還付又は納付義務の免除については、次の諸点に留意すること。

(1) 法第165条の規定による納付義務の免除等は、同条第1項の規定に該当する自動車の返還があった場合にはすべて適用されるものであり、それが売買契約の解除によるものであると、単なる自動車の取換えであると問わないものであること。

なお、自動車の売買契約が解除された場合であっても、同条第1項に規定する場合に該当しない限り、同条の課税免除の適用はないものであること。

(2) 課税免除されるのは、返還の理由が専ら販売業者の責めに帰すべき場合であり、買主の使用が適正でないことにより性能が良好でなくなったような場合は、これに含まれないものであること。



(3) 既に納付されている税額を還付する場合は、その還付する金額に還付加算金を加算しないものであること。

### 第3 市町村に対する交付

1.3 環境性能割の市町村（特別区を含む。）に対する交付については、次の点に留意すること。

(1) 交付の対象となるのは、環境性能割の本税額のみであり、延滞金及び各種加算金等は含まれないものであること。（法177条の6、令44の8・44の9）

(2) 交付は、毎年度8月、12月、3月において行うものであるが、このうち3月において交付すべき額の一部となる3月中の収入見込額の算定については、前年同月における収入額、当該年度において既に収入した額の対前年度伸び率等を勘案して適正に行うこと。（令44の8・44の9）

### 第4 軽自動車税の環境性能割の取扱い

1.4 軽自動車税の環境性能割については、当分の間、定置場所在道府県が賦課徴収等を行うこととしているが、次の諸点に留意すること。

(1) 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収については、徴収の便宜や納税者の利便性、市町村の事務負担等を考慮し、当分の間、定置場所在道府県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うこととしていること。（法附則29の9①）

(2) 軽自動車税の環境性能割は、他の市町村税と同様、法律の定めるところによって、税目、課税客体、課税標準、税率、その他賦課徴収について当該市町村の条例で定めることにより課する市町村税であることから、当該市町村の税条例等において、納税義務者や課税標準、税率などの規定を設けることにより、納税義務者が負うこととなる税負担を明確にする必要があること。

1.5 軽自動車税の環境性能割に係る減免については、定置場所在市町村が減免に関する条例又は規則を定めた場合には、減免に関する事務については、当分の間、定置場所在道府県の知事が行うこととしていること。この場合においては、次の諸点

に留意すること。（法附則29の10、平成28年改正法附則20②）

（1）道府県が行う減免に関する事務への影響や、納税者の混乱を招かないようにする観点から、減免の対象となる3輪以上の軽自動車の範囲については、当分の間、道府県内の市町村で同一のものとするのが望ましいと考えられること。

（2）市町村が軽自動車税の環境性能割の減免について規定する条例又は規則を制定し、又は改廃する場合には、定置場所在市町村の長は、あらかじめ、定置場所在道府県の知事に協議しなければならないこと。

（3）軽自動車税の環境性能割の減免の対象となる3輪以上の軽自動車の範囲については、道府県が自動車税の環境性能割において行う減免の対象となる登録車の範囲との整合性にも留意し、協議すること。

（4）法附則第29条の10の施行日前においても、定置場所在市町村が軽自動車税の環境性能割の減免について規定する条例又は規則を制定する場合には、定置場所在道府県の知事への協議等必要な手続その他の行為を行うことができるものとする経過措置を設けていること。

### 第3節 種別割

#### 第1 税率等

16 総排気量とは、シリンダーの内部の断面積に行程を乗じたそれぞれの気筒容積の総計をいうものであること。（法177の7①I）

17 電気自動車である乗用車に係る税率については、総排気量1リットル以下の区分の税率によることが適当であること。また、ロータリーエンジンを搭載する乗用車に係る税率については、単室容積にローター数を乗じて得た値に1.5を乗じて得た値を総排気量とみなして税率区分を適用することが適当であること。（法177①I）

18 法177条の7第1項第3号に規定する「一般乗合用バス」とは、道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）の用に供するバスのうち、路線を定めて定期に運行するもの

5 「総排気量」とは、シリンダーの内部の断面積に行程を乗じたそれぞれの気筒容積の総計をいうものであること。（法147①I）

6 電気自動車である乗用車に係る税率については、総排気量1リットル以下の区分の税率によることが適当であること。また、ロータリーエンジンを搭載する乗用車に係る税率については、単室容積にローター数を乗じて得た値に1.5を乗じて得た値を総排気量とみなして税率区分を適用することが適当であること。（法147①I）

7 「一般乗合用のもの」とは、道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）の用に供するバスのうち、路線を定めて定期に運行するもの

をいい、一般に路線バスと呼ばれるものがこれに該当するものであること。

なお、定期観光バス及び廃止路線代替バスと呼ばれているものもこれに含まれるものであること。(法177の7③)

19 道府県は、法第177条の7第5項の規定により別に区分を設けて税率を定める場合には、次に掲げる事項について留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 自動車の諸元とは、用途、総排気量、定格出力、最大積載量、乗車定員のほか、自動車の構造(長さ、幅、高さ等)、装置等自動車を構成している諸要素というものであり、具体的には、自動車型式認証実施要領(平成10年11月12日付自審第1252号)に掲げる諸元表の項目がこれに該当するものであること。

20 法附則第12条の3第1項に規定する「専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車」とは、メタノールのみを燃料とする内燃機関(当該内燃機関を始動させるに当たり補助的にメタノール以外のものを燃料とするものを含む。)により走行するものをいう。(法附則12の3①、則附則5①)

## 第2 徴収等

### 21 普通徴収

(1) 種別割の「賦課期日後」とは、月割課税の制度が設けられている趣旨にかんがみ、4月1日午前0時後をいうものであること。(法177の10①)

(2) 法第177条の10第4項ただし書の「法令の規定に基づき当該自動車に対して種別割を課されないとき」とは、条約、法律、命令又は条例の規定に基づき種別割が課されない場合をいうものであって、種別割が減免されている場合は含まれないものであること。(法177の10④)

(3) 略

(4) 種別割の証紙徴収の取扱方法は、環境性能割における取扱いと同様であり、9に規定するとおりとすること。

をいい、一般に路線バスと呼ばれるものがこれに該当するものであること。

なお、定期観光バス及び廃止路線代替バスと呼ばれているものもこれに含まれるものであること。(法147③)

8 道府県は、法第147条第5項の規定により別に区分を設けて税率を定める場合には、次に掲げる事項について留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 自動車の諸元とは、用途、総排気量、定格出力、乗車定員、最大積載量のほか、自動車の構造(長さ、幅、高さ等)、装置等自動車を構成している諸要素というものであり、具体的には、自動車型式認証実施要領(平成10年11月12日付自審第1252号)に掲げる諸元表の項目がこれに該当するものであること。

9 法附則第12条の3第1項に規定する「専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車」とは、メタノールのみを燃料とする内燃機関(当該内燃機関を始動させるに当たり補助的にメタノール以外のものを燃料とするものを含む。)により走行するものをいう。(法附則12の3①、則附則5②)

### 10 \_\_\_\_\_

(1) 自動車税の「賦課期日後」とは、月割課税の制度が設けられている趣旨にかんがみ、4月1日午前0時後をいうものであること。

(2) 法第150条第4項ただし書の「法令の規定に基づき当該自動車に対して自動車税を課されないとき」とは、条約、法律、命令又は条例の規定に基づき自動車税が課されない場合をいうものであって、自動車税が減免されている場合は含まれないものであること。(法150④)

(3) 略

(4) 自動車税の証紙徴収の取扱方法としては、自動車税の申告書に証紙を貼付する方法と、これに代えて自動車税の申告書に証紙の額面金額に相当する金額を証

紙代金収納計器で表示する方法又は証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後自動車税の申告書に納税済印を押す方法とあるが、現金による納付の方法は、証紙による払込みの方法及び証紙代金収納計器による払込みの方法により難しい場合に用いる趣旨であるから、みだりに現金による納付の方法によることのないよう留意すること。

なお、証紙代金収納計器による払込みの方法は、納税義務者が証紙代金収納計器の取扱人に証紙の額面金額に相当する現金を支払って自動車税の申告書に当該金額の表示を受けることにより、自動車税を払い込むものであること。この場合、証紙代金収納計器の取扱人は、証紙代金収納計器の取扱いにつき道府県知事の承認を受けた者とし、証紙代金収納計器により表示することができる金額を道府県に納付するとともに、当該金額を限度として証紙代金収納計器を取り扱うものであること。

(5) 証紙徴収の方法による場合の経理その他の手続については次によること。

ア 納税義務者の租税債務は、証紙が道府県の印で消されたとき、証紙代金収納計器によって表示された申告書が受理されたとき又は納税済印の押印を受けたときに履行されたものとするものであること。

イ 証紙による収入の方法による場合の会計については、別途「地方自治法の一部を改正する法律（地方開発事業団関係を除く。）の施行について」（昭和38年9月10日自治乙行発第3号）により通知したところによるものであるが、自動車税に係る証紙収入にあっても、歳入である証紙の売りさばき代金の収入と租税債務の履行とは、通常、額も時期も異なるのでこれを明確にするため、証紙特別会計を設けて処理することが望ましいこと。この場合、証紙の売りさばき代金は、証紙特別会計の歳入に受け入れ、消印した証紙の額面額に相当する額を一般会計の（款）道府県税（項）自動車税（目）証紙特別会計繰入金の科目に繰り出すこと。

なお、証紙代金収納計器による払込みに係る収入については、証紙による収

入と同様に取り扱うものとし、また、証紙による払込み又は証紙代金収納計器による払込みに代えて現金の納付を受けたときは、一般会計に受け入れるものであって証紙特別会計に受け入れるものでないこと。

ウ 証紙による払込み又は証紙代金収納計器による払込みに代えて現金で納付する場合に小切手による納付を受けるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第156条第1項第1号に掲げる小切手に該当し、その支払地が地方運輸局運輸支局（運輸監理部を含む。）の所在地であり、その提示期間の到来しているものであって、かつ、支払いが確実であると認められるもの限り納付を認めるものとする。

エ 証紙による払込み又は証紙代金収納計器による払込みに過誤納があった場合は、当該過誤納に係る現年度の還付金は、証紙特別会計から繰入れた一般会計における自動車税の（目）証紙特別会計繰入金から歳入戻出するものとし、還付加算金は、一般会計の歳出から支出するものとする。

なお、この場合においても法第17条の2の規定の適用があるものであるから留意すること。

**2.2** 所有権留保付自動車については、当該自動車の買主を所有者とみなして種別割を課することとされているが、買主の住所又は居所が不明である場合には、道府県知事は、売主に対して当該道府県の条例の定めるところにより、当該買主の住所又は居所その他当該自動車に対して課する種別割の賦課徴収に関し必要な事項の報告を求めることができるものであるが、この報告は売主に対して現に知りえている事実の報告義務を課しているものであり、新たな調査義務を課しているものではないことに留意すること。（法177の13②）

なお、円滑な運営を図るため、売主等と緊密な連絡を保つことが望ましいこと。

**2.3** 種別割の徴収を確保するため、道路運送車両法及び同法施行令の規定に基づき、継続検査及び構造等変更検査において自動車検査証の返付を受けようとする際、当該自動車の使用者は、当該自動車について現に自動車税の滞納（天災その他や

**1.1** 所有権留保付自動車については、当該自動車の買主を所有者とみなして自動車税を課することとされているが、買主の住所又は居所が不明である場合には、道府県知事は、売主に対して当該道府県の条例の定めるところにより、当該買主の住所又は居所その他当該自動車に対して課する自動車税の賦課徴収に関し必要な事項の報告を求めることができるものであるが、この報告は売主に対して現に知りえている事実の報告義務を課しているものであり、新たな調査義務を課しているものではないことに留意すること。（法152②）

なお、円滑な運営を図るため、売主等と緊密な連絡を保つことが望ましいこと。

**1.2** 自動車税の徴収を確保するため、道路運送車両法及び同法施行令の規定に基づき、継続検査及び構造等変更検査において自動車検査証の返付を受けようとする際、当該自動車の使用者は、当該自動車について現に自動車税の滞納（天災その他や

むを得ない事由によるものを除く。)がないことを証するに足る書面を地方運輸局運輸支局長(運輸監理部長を含む。)に提示しなければならないものとされ、提示がない場合においては、地方運輸局運輸支局長(運輸監理部長を含む。)が自動車検査証の返付をしないものとされている。この場合において、自動車検査証の返付を受けようとする使用者及び所有者に必要以上の手数料を強いないよう考慮すること。

なお、当該自動車について現に自動車税の滞納があるかどうかは、継続検査及び構造等変更検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に当該自動車に係る種別割を負担すべき者についていうものであるから、法第177条の10第4項本文の規定の適用を受ける場合には、前の所有者についての証明を要するものであることに留意すること。ただし、一の道府県から他の道府県に移転登録したことにより、前の所有者についての証明が困難と判断される相当な理由のある場合については、現在の所有者が当該自動車に係る種別割の滞納がないことの証明でも差し支えないものであること。

## 第16章 狩猟税

- 1 法第700条の51に規定する「鳥獣の保護及び狩猟に関する行政」とは、必ずしも鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。 )に基づいて道府県が行う行政に限られるものではなく、道府県が行う鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の一切をいうものであること。(法700の51)
- 5 特例措置の対象となる次に掲げる狩猟者の登録は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。 )の狩猟者登録の

むを得ない事由によるものを除く。)がないことを証するに足る書面を地方運輸局運輸支局長(運輸監理部長を含む。)に提示しなければならないものとされ、提示がない場合においては、地方運輸局運輸支局長(運輸監理部長を含む。)が自動車検査証の返付をしないものとされている。この場合において、自動車検査証の返付を受けようとする使用者及び所有者に必要以上の手数料を強いないよう考慮するものとするが、その取扱いについては、別途「自動車税の納税証明書等の取扱いについて」(昭和38年11月22日自治丙府発第60号)により通知するところにより承知されたいこと。

なお、当該自動車について現に自動車税の滞納があるかどうかは、継続検査及び構造等変更検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に当該自動車に係る自動車税を負担すべき者についていうものであるから、法第150条第4項本文 の規定の適用を受ける場合には、前の所有者についての証明を要するものであることに留意すること。ただし、一の道府県から他の道府県に移転登録したことにより、前の所有者についての証明が困難と判断される相当な理由のある場合については、現在の所有者が当該自動車に係る自動車税の滞納がないことの証明でも差し支えないものであること。

## 第16章 狩猟税

- 1 法第700条の51に規定する「鳥獣の保護及び狩猟に関する行政」とは、必ずしも鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。平成27年5月28日までは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下「鳥獣保護法」という。))に基づいて道府県が行う行政に限られるものではなく、道府県が行う鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の一切をいうものであること。(法700の51)
- 5 特例措置の対象となる次に掲げる狩猟者の登録は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。平成27年5月28日までは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則)の狩猟者登録の

区分に対応するものであることに留意すること。

(1)～(4) 略

6 5(3)・(4)の要件である鳥獣保護管理法第9条第1項の許可(同項を鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第6条第1項の規定により読み替えて適用する場合における市町村長の許可を含む。)については、鳥獣の管理

\_\_\_\_\_を目的とするものであること。

区分に対応するものであることに留意すること。

(1)～(4) 略

6 5(3)・(4)の要件である鳥獣保護管理法第9条第1項の許可(同項を鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第6条第1項の規定により読み替えて適用する場合における市町村長の許可を含む。)については、鳥獣の管理(平成27年5月28日までは鳥獣による生活環境、農林水産業若しくは生態系に係る被害の防止又は鳥獣保護法第7条第2項第5号に掲げる特定鳥獣の数の調整)を目的とするものであること。